

---

令和3年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

令和3年12月17日(金曜日)

---

議事日程(第2号)

令和3年12月17日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(13名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 久保 雅己君
12番 小田 貞利君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君	議事課長 池永祐美子君
書記 浜元 信之君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	代表監査委員 …………… 大原 秀三君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 大下 崇生君

産業建設部長	……………	瀬川 洋介君	健康福祉部長	……………	近藤 晃君
環境生活部長	……………	伊藤 和也君	統括総合支所長	……………	岡本 義雄君
会計管理者兼会計課長	……………				重富 孝雄君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	岡原 伸二君

---

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は8名であります。通告順に質問を許します。6番、岡崎裕一議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） おはようございます。議員番号6番、岡崎裕一でございます。本日は、一般質問のお時間をいただき、ありがとうございます。朝1番目で、大変緊張しております。聞きづらい点は、御容赦いただければと思います。よろしくお願いいたします。

周防大島町議会議員をさせていただきまして1年が経過いたしました。この1年間は、町民の皆様、執行部の皆様、議長をはじめ先輩議員、同僚議員の皆様方に支えていただくばかりの1年だったように思います。これからは、教えていただいたことを生かし、皆様のお役に立てるよう精一杯頑張っております。今後とも、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、負担の少ないがん検査について質問いたします。2点目は、イノシシの効率的捕獲の方策について質問いたします。

まず1点目、私は希望する町民の皆様が、がん検査をもっと気軽に負担なく行えるようにと願っております。がん検査を受けることに対するハードルを下げ、検査に行きやすい環境をつくることを目標としています。

方法として、N-NOSEという検査を提案させていただきます。1ミリメートル程度の線虫という生物は、がん患者のおしっこ、尿に反応する特性があります。この尿1滴で全身15種類のがんが90%近い精度で分かるというものです。しかも、なかなか見つけにくいとされているステージ0や1などの早期がんにおいても高感度が報告されている優れたもので、早いうちに体のどこかにがんができていないか、一次スクリーニング検査という形で行います。

現在の医療では、早期発見されたがんは、ほぼ治る病と言われております。価格は1人当たり、

1万1,000円と従来の全身がん検査としては安価です。従来のがん検査は1か所ずつ検査し、苦痛を伴うものや、時間的にも負担のかかるものもあり、全身の検査になると約10万円と高額であり、気軽に行えないのが現状です。

今では、N-NOSE検査は、雑誌やテレビでも時々見受けられるようになりました。このすばらしい技術が、もう手の届くところまで来ております。町民の皆様の希望者全員がこの検査を受けることができるように、何とぞ前向きに御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

ちなみに、先日、某週刊誌において、この検査の誹謗中傷記事が掲載されておりましたが、事実無根の内容であると、担当者の方がきっぱりと申しておりました。

次に、2点目、イノシシの効率的捕獲について。

イノシシの被害が拡大・悪質化しております。もっとイノシシを効率的に捕獲できるよう、猟師さんの負担を減らす方策をお聞きします。

猟師さんは、設置したわなを毎日、自分で見て回らなければなりません。それが非常に負担になるそうです。猟師さんの見回り負担を減らすため、毎日の見回りは畑や山の持ち主、農業者の方に行っていただく。当然、設置は安全のため、猟師さんにしていただきます。そして、イノシシが捕まっていれば、猟師さんや担当者に連絡し、処理をしていただくというのはいかがでしょうか。農業者の皆さんは、かけてほしいところにわなが設置でき、猟師さんにとっても、毎日見て回る手間が省けます。

猟師さんになる方がなかなか増えない中、依然イノシシ被害は減少していないように思われます。また、近年、人を恐れていない固体や知恵がつき古い柵では壊してしまう固体も見受けられ、守るだけでなく、一刻も早く捕獲をする必要があります。

イノシシ被害への根本的な対策として、猟師さんの負担をもう少し減らせれば、もっとたくさんイノシシを捕獲できるのではないかと考えます。このような方策が実現できるかどうか、御質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） それでは、岡崎議員の負担の少ないがん検査についての御質問にお答えをいたします。

がん検診は、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として市町村が実施することとされており、国はがん予防重点教育及びがん検診実施のための指針を定め、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進しております。

また、市町村は、同指針や健康増進事業実施要領に基づき、胃がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、乳がん検診を実施しております。

岡崎議員より御提案をいただきましたN—N O S E検査は、受診者において負担の少ない検査であると考えておりますけれども、現在のところ、国の指針には定められておりません。

よって、町の検診として実施をするということは、現状ではできませんので、どうぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 岡崎議員のイノシシの効率的捕獲の方策についての御質問にお答えいたします。

本町では、イノシシの被害があった場合、町より被害地近くの捕獲従事者に依頼し、その後、依頼者と捕獲従事者とで現地の状況等を確認しながら、可能な限りわなを設置し、捕獲に当たっていただいております。

しかし、状況によっては、民家や道路の近くなど、わなの設置ができない場合もあります。

御質問のありました効率的な捕獲活動は、法的な制限もあることから、地域の皆様や土地所有者の御理解と御協力を得ながら地域が一体となって進めなければならないと考えています。また、防護柵の設置後も、侵入防止に効果が出ていない場合等については、周防大島町農林課へ御相談をいただけたらと思っております。

現状の現地の状況や防護柵などを再確認して、専門的なアドバイザーに助言をいただくなど、対策を検討したいと考えております。

次に、捕獲従事者の負担軽減についてですが、御存知のとおり、狩猟免許を取得していない一般の方は、法的にわなの設置はできません。わなの見回りは危険が伴うため、わなの知識がある狩猟免許の取得者が行うことが望ましいと考えます。また、法に基づく取扱いの注意事項として、設置者は管理できる地理的範囲内、数で設置しなければならないとされております。

このようなことから、現在は、捕獲者以外の方が、わなに捕獲されているなどの状況を見かけた場合は、わなの設置者または周防大島町農林課へ御連絡をいただければ、早急に対応できる体制にしております。

こうしたイノシシなどの目撃情報や被害情報などをいただけることが、捕獲従事者の負担軽減になり、効率のよい捕獲につながると考えております。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） どうもありがとうございます。

すいません、がん検査について、再質問をさせていただきます。現在、何の検査を年間何名ぐらいで実行されておられますか、教えてください。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） がん検査は、年間何人ぐらいかということの御質問でございます。

すので、国と比較をするために、令和元年度の地域保健・健康増進事業報告に基づいて、本町と国とを比較をした形で申し上げたいと存じます。

まず、肺がん検診、40歳以上の方でございますが、受診者567人、受診率が本町は10.2%、全国の受診率は6.8%となっております。胃がん検診、40歳以上の方、受診者199人、受診率7%、全国の受診率は7.8%でございます。大腸がん検診は、40歳以上の方で受診者が450人、受診率8.1%、全国の受診率は7.7%でございます。子宮がん検診、20歳以上の女性の方で受診者が213人、受診率12.1%、全国は15.7%でございます。乳がん検診、40歳以上の方、女性の方で受診者数が222人、受診率17.0%、全国の受診率も17.0%となっております。胃がん検診それから子宮がん検診において、受診率が全国より低い状況となっております。

そのほかにも、がん検診として、前立腺がん検診、脳ドック検診等々を行っているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。

2つほど聞きたいんですけど、検査する方が少ないように思われますけれど、なぜだとお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 本町では、年度のはじめに受診啓発のためのチラシを同封をいたしまして、がん検診等々の受診希望調査を実施をいたしまして、申込みをされた方に御案内と予診票を送付をしているところでございます。

受診率が低いという理由でございますが、受診をする、検診を受ける時間がない。それから健康であって検診の必要性を感じていない。もし心配なときは、受診も検診も自ら受けることができる。そして、町のほうでどうしても日時指定をされる。それから、先ほど岡崎議員の提言のほうにございましたが、検査が苦痛であるといったようなことがあるというふうに考えているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。

検査において、どれぐらいの人数が適正と考えられますか、また、今後検査する際の年間目標人数は何名でしょうか、教えてください。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 検査においてどれぐらいの方が受けるのが適正と考えるかとい

った御質問でございますけれども、令和2年度に第2期健康増進計画の後期計画というものを策定しております。この受診率でございますが、目標年度でございます令和7年度の目標値としまして、5年前の前期計画の基準値に10%を上乗せをするという形で、肺がん検診については21%、胃がん検診については15%、大腸がん検診は19.5%、子宮がん検診は21.9%、乳がん検診は28.2%を掲げているところでございます。

なお、本町の死因の第1位はがんでございまして、現在5人にお1人の方が、がんで亡くなっている状況でございます。岡崎議員がおっしゃるとおり、町民の命と健康を守るうえでも、がん検診の受診率の向上が特に重要な課題となっておりますところでございます。

そのためには、町で行っておりますがん検診、また、今回御提案いただいております一般のがん検査を含め、受診しやすい体制や環境づくりが重要であるというふうに考えております。

現状より少しでも多くの方が受診されるように、また、がんの早期発見・早期治療が行えるように、今後がん対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） 御答弁ありがとうございます。今や2人に1人が、がんになると言われています。今の実施は難しいとのことですが、いずれはN—NOS E検査を全町民の皆様にはできないかと思っております。2、3年も続ければ、町民の皆様にいきなり末期がんが発見されてしまうなどの悲劇が起こらなくなるのではと期待しております。新型コロナウイルス感染症の影響で病院に行くのもためらわれ、ますます検査から遠のくのではないのでしょうか。

このN—NOS E検査を気軽に受けるための課題といたしますか、問題点は、検体を広島の拠点に輸送する手間がかかるということです。

全国に先駆け、昨年度より、東京23区及び福岡県の全60市町が家にいながらこの検査を受けられるサービスを試行段階ですが、開始する予定です。この会社の代表、広津さんは、ここ周防大島町出身の方です。かなうのであれば、ぜひともこの周防大島町にこの拠点を誘致できればと思っております。

提案ですが、例えば町立病院で取り組むことができれば企業誘致にもつながり、町立病院の活性化にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） N—NOS E検査につきましては、岡崎議員がおっしゃられるように、がんの一次スクリーニング検査としては、受診者にとって負担の少ないものと思っております。

現在、この検査は、健康保険適用外となりますので、診療、検診等に採用できませんが、町立

の保健医療機関として対応できるか、前向きに検討していきたいと思っています。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。前向きな御答弁、感謝いたします。周防大島町を健康年齢の高い町にする、そうすることによって医療費の圧縮にもつながり、何よりも町民の皆様の幸せにつながればと願っております。よろしく願いいたします。

続きまして、イノシシの捕獲について再度質問をいたします。

現在、町として確保しているわなは何基ありますか。また、イノシシの処理はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 現在、町が保有をしております箱わなにつきましては、令和3年度現在、129基購入しております。そのうち108基を既に町内各所に設置をしております。そのうちといいますか、残り5基が、更新が必要、修理が必要な状態で、今保管をされております。残りの16基は、今年度新たに捕獲従事者になれる方に設置をお願いする予定であるところであります。

それから、イノシシの処理についてですが、現在は、捕獲者の方に埋設をしていただくことを基本としております。

ただし、岡崎議員の先ほどの御質問の中にもありました、捕獲者の負担軽減、これは、穴を掘って埋めることもかなりの御負担をかけていると思っております。また、捕獲者が高齢化しておりますので、その辺も含めて焼却処分であるとかといったことは検討していきたいと思っておりますし、現在、ちょっと検討を重ねているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。

今現在、猟師さんはお1人平均で何基のわなをかけておられますか。もし少ないのであれば、なぜかもお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 本町での捕獲用のわなは、箱わなとくくりわなが主流になっております。

箱わなにつきましては、先ほど申し上げました町で購入した、そして、設置した数は把握しておりますが、個人で購入をされて設置されている場合には、ちょっと町のほうでは把握できておりません。

それから、くくりわなにつきましても、個人が自分の管理の範囲内で設置をされておりますので、数については町のほうでは把握しておりません。

ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣法には、1人が設置できる数は30基までということになっておりますので、基本的には最大でお1人30基の数があるというふうには想定できると思います。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） すいません、最後の質問になります。

これが一番聞きたいんですけど、なぜ被害が減らないと考えますか、お聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） なぜ被害が減らないのかという御質問でございますけれども、これは、あくまで数値の目安としてお伝えをしたいと思うんですが、毎年JA山口県が被害額というものを算出します。参考までにその被害額について申し上げますと、平成30年度が金額で1,920万3,000円、令和元年度が1,222万5,000円、令和2年度が660万1,000円、この数値だけを見ますと、被害額というのは減少傾向にあるというふうにも捉えられると思うんですが、この被害の算定というのは非常に難しいところがありまして、基本的には農業者からの訴えによって調べたりとか、JA山口県では、かんきつ等において本年度は何アールとか何ヘクタールで栽培というか、育てますよということをお届けしていただきます。JA山口県はそれを、その面積に応じた出荷量が少ないなというふうに感じたときには、JA山口県からその農業者にお問合せをして、被害額を推定するという形式を取っておりますので、ただいま申し上げた数字が確実に適正な数値かというのはなかなか難しいところではあります。この数値で国にも報告をしております。非常に難しいところではあるんですが、現状はそういったところになっております。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） 農業者の中には、もう諦めムードもある程度広がって、イノシシ被害が減っていないという意見が大半でございます。

防御のみで抑え込むのは難しく、以前の柵も老朽化しております。近年、ミカンの生産量も伸び悩む中、一刻も早く対策を講じないと、畑に入られ荒らされたことをきっかけに栽培をやめてしまう方もいらっしゃいます。産地として手遅れになることのないように、よろしくお願いいたします。

後ほど、吉村議員が、猟師のプロの視点から、もう少し深く、厳しく、もっと分かりやすく御質問されると思いますので、私も参考にさせていただこうと思います。重ねまして、よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、岡崎裕一議員の質問を終わります。



.....

○議長（荒川 政義君） 続きまして、5番、山根耕治議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 山根耕治です。今回も質問の機会をいただき、ありがとうございます。

今回取り上げますのは、貧困の問題であります。私も、議員になる前からこの問題にはずっと関心を持っておりました。

私の友人に、寺尾紗穂さんというシンガーソングライターで作家の方がいらっしゃいます。朝日新聞の書評委員を務めた書評家でもあります。彼女は、学生の頃から貧困の問題に取り組んでおられ、新型コロナウイルス感染症の拡大前は毎年「りんりんふえす」という催しを東京で行っておりました。私が参加した年は、その頃はまだ無名であった折坂悠太さんの弾き語りなどの音楽の後に、路上生活の当事者の方を交えてのシンポジウムが行われ、貧困の現場にある方の声を直接聞くことができました。

ある方は、首都圏の幾つもの巨大建築プロジェクトに、現場監督として外国人労働者を束ねて活躍していたのですが、些細なけがから簡単に貧困の連鎖に陥ってしまいました。

日本では、貧困は自己責任とそう片づけてしまう人が多いのですが、現代の貧困は非正規雇用の増加といった働き方の変化や家族環境や家庭の在り方、コミュニティーの関わり方の変化といった複合的な要因があり、誰もが身近に原因を持ち、容易に陥ってしまいかねないものです。

その貧困の問題の中から、今日はヤングケアラーについて質問をいたします。

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供と言われます。

今年、「大豆田とわ子と三人の元夫」というテレビのドラマがありました。人気のあるドラマでしたので、御覧になった方も多いと思います。このドラマに、ヤングケアラーの経験を持つ登場人物が出てきます。オダギリジョーさんが演じる投資ファンド会社の役員で、この方は17歳のときから両親を介護して、介護が終わったときには30歳を過ぎていて、途方に暮れていたところを会社の社長に救われたというそういう設定でありました。そのような設定を、なるほどそういうこともあるよなど、テレビを見ている多くの人が受け入れてしまうほど、ヤングケアラーの問題は社会の深いところで進んでおります。

もともと、ヤングケアラーの問題というのは、今に始まったことではありません、昔からあることではありました。川端康成といえば、ノーベル文学賞を受賞した近代日本を代表する文学者ですが、10代の頃にヤングケアラーだった経験があります。川端は、物心つく前に両親を相次いで亡くし、祖父に育てられます。しかし、旧制中学校に入学した15歳のとき、祖父が寝たき

りになり、身の周りの世話が川端少年に全てかかってくることとなります。学校には通学していたものの、家では祖父の世話にかかり切りになり、入学するときは1番だった成績も、3年に進級するときは下から数えて何番ということになってしまいます。

川端の場合は、17歳のときに祖父が亡くなり、学費を提供してやろうという親戚もいたため、旧制中学を卒業して予備校に通い、それから第一高等学校、東京帝国大学文学部と進み、在学中に文藝春秋の創始者である菊池寛に認められて、新感覚派の作家として世に出ることとなります。

川端は、祖父の死去によってヤングケアラーから抜け出すことができたのですが、それは17歳にして家族のいない天涯孤独の身となることでもあり、川端康成の文学に深い陰を落としております。

これを言い始めると文芸評論になりますので、ここでやめておきますけれども、川端康成の時代と現代が違うのは、一人一人と地域や家族との関わり方の変化に大きなものがあります。かつては、地域の仕組みや親族との関わりで救われていたことが、現在はそうもいかないケースが増えてきて、簡単に孤立してしまう現状があります。

そこで質問ですが、周防大島町におけるヤングケアラーの実態について把握しておられることをお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 山根議員のヤングケアラーの実態について御質問にお答えいたします。

山根議員御指摘のとおり、近年、子供と家庭をめぐる新たな問題として、ヤングケアラーが注目されております。厚生労働省の資料によると、ヤングケアラーとは、法律上の定義はありませんが、一般に家庭にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護のサポートなどを行っている18歳未満の子供のことです。

本町におきましても様々な御家庭があり、気になる児童生徒の家庭生活の様子や変化については、常に学校と連携を取りながら情報を共有し、ケースによっては関係機関と連携し対応を進めているところです。

本町のヤングケアラーの実態につきましても、令和3年10月に各小中学校の校長を通じて確認をしているところですが、その結果、家族の世話等が原因で、学習や登校に支障がある児童生徒については確認されませんでした。

今後も、学校との情報共有をこれまで以上に行い、学習や登校に影響が出る前に、必要に応じて関係機関と連絡を取り、適切な対応を行うこととしております。

家庭内のことで問題が表に出にくく、実態把握が難しいのですが、今後も個人情報やプライバシーに配慮し、コミュニティスクールの仕組みを生かしながら、学校や地域の方々、関係機関と連携をしっかりと取り、児童生徒の実態の把握と適切な対応を進めて、ヤングケアラーと言われる

子供が存在することがないよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） この問題は、家庭のことなどに立ち入ることになってしまうなど、大変難しいことがあると思います。現在は、令和3年10月の調査では確認はされていないということでありましたけれども、学校の先生、現場の先生方は日頃から授業や学校行事などでお忙しい中、本当に大変とは思うのですけれども、現在は確認されていないとしても、何とか日頃から気にしていただいて、そして、こういった問題がもし発生したならば、早期に把握して解決に導くようお願いしたいと思っております。

現代に貧困で悩む人というのは、周囲との関連が希薄になって、そして、団体をつくるなどして声を上げるわけではなく、1人ずつが孤立してしまったり、今の状況が、これが当たり前なんだと思い込んでしまったりするために、見つかったときには状況が深刻になっていると、そういうことになりやすいと言われております。

重ねての質問ですが、今後、ヤングケアラーの状況を見つけたときに、改善のためにお考えになっていることを、具体的などころをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 現在も、福祉部と連携を深めております。特に家庭教育相談員が、福祉課にいらっしゃいます。それぞれ学校教員のOBですから、そういう方との情報共有とか、学校訪問とか家庭訪問もしていただいております。また、社会福祉士として、俗称SSWといえます。そういう方にも関わっていただいております。もしも必要であれば、児童相談所の相談とか、あるいは学校内でも、必要な場合はケース会議といって、関係者が集まる会議もごございます。

山根議員がおっしゃったように、微妙な問題ではありますが、子供たちの成長に大きく関わることでございますので、今後とも十分情報を共有しながら、いろんな手を考えて進めていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。今後とも目配りを大切にして、関係機関と連携しながら、もしこういった問題が起きましたら、早期に的確な対応をしていただくようお願いいたします。

子供の貧困というのはヤングケアラーだけではなくて、様々な問題があります。統計では、全国で7人に1人の子供が相対的な貧困状態にあると言われております。きちんとした食事が給食以外に取れていない、子ども食堂、こういったものを利用する方も多くなっております。これは、子ども食堂というのは、東京や横浜といった遠い都市の話ではなくて、山口県下でも、そういっ

た子供に食事を提供する子ども食堂を開設していない市町は、阿武町と周防大島町くらいと言われております。

昨年、天皇、皇后両陛下は、北九州市を拠点に路上生活者など貧困問題に取り組んでいるNPO法人抱樸の奥田理事長たちを皇居に招かれ、貧困の現場と実態についてお聞きになりました。皇后陛下におかれましては、とりわけ子供の貧困に深くお心を寄せられ、予定の時間を延長してまで御質問をされたと報道されております。

私が貧困、とりわけ子供の貧困について関心を寄せますのは、一人一人の子供が自分の可能性を追及したいときに追及できるようにしてもらいたいという、そういう思いからであります。

冒頭で紹介しましたドラマで、ヤングケアラーの経験のある登場人物は、子供の頃数学が好きで、数学者になりたいという夢があったのですが、両親の介護のために進学を諦めた、という設定でした。貧困などの理由で、自分の可能性を諦めてしまう子供が、周防大島町では1人たりともあってはならない、私もそういう強い気持ちでこの問題に取り組んでまいります。ぜひとも今後ともお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、2番、栄本忠嗣議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） 失礼いたします。議席番号2番、栄本忠嗣でございます。本日も、よろしく願い申し上げます。

まず、1つ目の質問ですが、地区防災計画及び個別避難計画の作成について質問をさせていただきます。

近い将来発生が予想される南海トラフ地震や、年々増加する台風や大雨による風水害に備えて、災害時それぞれ地区ごとに助け合える体制、仕組みづくりを構築し、一人一人が迷うことなく迅速に行動することで、被害を最小限に抑えることができると考えます。

実際に、阪神淡路大震災では、倒壊家屋の下から救出された全体の約8割の方は、近隣住民等で救出されており、消防、警察、自衛隊等で救出された方は、約2割となっております。また、その中で、約7割弱が家族を含む自助、約3割が隣人等の共助により救出されております。

今後は、町政による公助と連携し、平時からその地区で起こりそうな災害や避難経路を把握し、話し合う機会を設け、対策を取っておくと、その地区全体の防災力も高まり、絆も深まります。

自助、共助、公助、自分の命は自分で守る、それぞれ住んでいる地区による助け合い、公的な対策と支援、この3つが補完し合うことが災害への備え、災害が起こったときの対応、そして、復旧復興という防災・減災の効果を高める上で非常に重要であると考えます。

そこで、今後は、1、周防大島町全体の防災計画だけでなく、それぞれの地区ごとの防災計画の作成、2、災害時、自力で避難することが困難である高齢者や障害者の個別避難計画の作成を行い、訓練、話し合いなどを通じ、日頃から意識づけをし、災害が起こった際、計画に沿って行動することが必要であると考えますが、今後の取組について見解を伺います。

続きまして、2つ目の質問ですが、1つ目の質問からつながりますが、災害発生後に避難所へ無事にたどり着いたとしても、避難行動要支援者に対しては個別の支援が必要であると考えます。

避難行動要支援者とは、避難所での生活が困難な高齢者、障害者、持病を持たれている方、妊婦、乳幼児です。避難所での生活は、健康な人にとっても厳しく、ストレスのかかる生活になると想定されます。避難行動要支援者にとっては、なおさら厳しいものとなります。実際に、阪神淡路大震災では、特に高齢者の間で胃潰瘍などのストレス病、心血管系疾患、高血圧や肺炎などの呼吸器系感染症の増加、持病の発作、認知症が進むなどの様々な事例が発生しております。

周防大島町において、要介護・要支援の認定を受けている方は、令和3年9月末現在1,875名、身体障害者手帳保持者は、令和3年11月末現在971名いらっしゃいます。この数字の中には、介護施設や病院へ入所・入院されている方もおられますので、この人数が全てではありませんが、いざ災害が発生したときに、避難所にこれだけの人数の避難行動要支援者が入られた場合、避難所内で混乱が起こることが想定されます。

対策として、1、避難所での生活が困難な高齢者、障害者、持病を持たれている方、妊婦、乳幼児に対して特定の福祉避難所へ移送する計画を作成し、災害避難時には素早く実行する。2、大規模災害が発生した場合を想定するならば、道路の破損、建物の倒壊、火災の発生、土砂崩れなどにより交通障害が起こり、周防大島町内の避難行動要支援者に対し、特定の避難所へすぐに移送することができないケースも想定されます。

そのような場合の対策として、現在、指定されている避難所に手すりなどのバリアフリー設備の設置、施設内で別の部屋を用意し対応する準備、寝たきりや立位の困難な方に対し、介護ベッド、車椅子の準備、洋式トイレの設置、既に設置されている避難所は、その割合を増やすといった取組が必要であると考えますが、見解を伺います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 栄本議員から、大きく分けて2点御質問をいただいておりますので、はじめに地区防災計画及び個別避難の計画の作成についてお答えをいたします。

近年の大雨の局地化、台風の大型化に加え、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震により、安心・安全に関する地域・住民の皆さんの関心が高まり、地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が再認識されているところでございます。

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要配慮者支援につきましては、災害対策基本法により、市町村に名簿作成が義務づけられ、本町では、平成22年度から高齢者や障害者等支援が必要となる方に、避難または生活支援や情報提供、安否確認などの支援を迅速に行うための避難行動要支援者台帳の整備を行っております。

この登録情報につきましては、登録申請時に避難支援者等、関係団体に提供されることに同意を得て、毎年民生委員児童委員協議会へ情報提供を行い、同協議会におきましては、災害時要援護者の支援につなぐため、町の情報と民生委員個々の情報とを合わせ、災害福祉マップを作成しており、日頃の見守り活動や災害時に迅速に活用できるよう備えております。

このような状況を踏まえ、1点目の地域・地区ごとの防災計画の作成につきましては、この計画は、災害対策基本法に基づき、地域住民が自発的に作成していただくものであり、作成の過程において、住民が地域の特性や防災上の課題を共有することにより、地域の実情に即した地域密着型の計画を作成することが可能となり、住民同士の絆を深めることにつながるなど共助の取組を進める上で大変効果的であると考えております。

現在、本町では、73地区で自主防災組織が結成されております。この自主防災組織を結成する際には、災害発生時また平常時における役割分担や連絡網、避難場所等が整備されており、地区防災計画としての機能を十分に果たすものと考えております。

しかしながら、地区防災計画を作成した地域はまだ少数であることから、より多くの地域で計画の作成に取り組んでいただくことが重要であり、計画作成の主体となる自主防災組織の結成や活動の充実について、自治会などに働きかけを行うとともに、地域に出向き、自主防災組織の結成や地区防災計画などの策定につなげたいと考えております。

2点目の個別避難計画の作成についてでございますが、この計画は、国から避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が、技術的助言として示されております。

その中で、避難行動要支援者名簿、地区防災計画の作成にあわせ、平常時から個別計画の策定を進めていくことが適切であるとされ、計画には、避難支援を行う者や緊急連絡先、避難場所や避難経路等が具体的に明示された計画として例示されております。

個別計画の策定には、地域の方々の御理解と御協力が必要不可欠であり、民生委員児童委員、自治会や自主防災組織等との連携を深め、地域防災力を高めることも大変重要であり、要配慮者の方々に対しましては、個別避難計画作成に向け、具体的な同意確認等を検討していかなければならないと考えております。

今後は、冒頭に申し上げました要援護者名簿、災害福祉マップの更新にあわせ、平常時から要援護者と個々に合った個別避難計画の策定を進められるよう、防災部局、福祉部局が連携し、避難支援を行う関係者が常に連携して計画策定を進めるための支援や周知、啓発等を行ってまいり

ます。

次に、要援護者の避難生活支援についての御質問にお答えいたします。

一般的な避難所においては、必ずしも介護を必要とする高齢者や障害者等に配慮した構造にはなっていないのが実情であります。避難後の生活に関しても、安心できる要援護者に配慮された既存の施設となりますと、町内においては施設が充実しているわけではございません。

現在、本町では、高齢者や障害のある方への支援として、避難が長期化した場合に備え、町内に3施設の福祉避難所を指定しておりますが、より多くの高齢者施設等、要援護者に配慮したバリアフリーや洋式トイレを備えた福祉避難所の指定が必要との認識はしておりますが、災害発生時には従来の施設機能が損なわれないよう配慮する必要もあり、運用に関しては難しいところがございます。

また、受入可能人数や備蓄品の保管スペース等、受入側の要件も考慮する必要があることから、今後、調査・調整を行い、より多くの施設の御協力がいただけるよう検討を行ってまいります。

そのような中で、現状での対応といたしましては、各避難所において要援護者の方については、体育館などではなく、別の教室など、生活条件のよい場所を開放することも想定しており、必要があれば要援護者個々の状態に合った設備、医療、介護体制の整った福祉避難所または町立病院等の医療施設への移送を想定しております。現在、移送計画は作成しておりませんが、今後は、柳井地域広域消防等と協議し、体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、これらの状況に合わせて要援護者の方々にとってよりよい体制を検討する必要があり、公の指定避難所については、バリアフリー化、洋式トイレの設置も課題の1つと考えており、今後、財政状況や地域のバランスなどを踏まえ、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） 御答弁ありがとうございます。まずは、地区防災計画の作成について質問をさせていただきます。

現状では、自主防災組織での活動や各地区へ指導に出向き対応するというお話でしたが、自主防災組織がない地区も多くございます。周防大島町内で73組織、結成率46.9%という、50%を下回る状況であるとお聞きしましたが、自主防災組織がない地区のほうが多い状況に対して、要望があれば指導に来ていただけるというだけでは、自主防災組織がある地区とない地区では、いざというときの対応に差が出るのではないかと考えます。町として、自主防災組織の割合を増やす取組については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 栄本議員の自主防災組織の割合を増やす取組についての御質問でご

ざいますが、自主防災組織は、地域の自主的な防災活動の推進を図ることを目的とした組織であり、共助という考えの下に組織されるものと考えております。

しかしながら、防災・減災を考えていく上で大変重要かつ効果的な組織という位置づけであることから、町といたしましても、講演会、リーダー研修会等の開催、また、担当職員が自治会に出向き、組織結成の支援を行ってまいります。あわせて町広報誌等を通じて、自主防災組織の重要性、町からの補助制度等を周知してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。自主防災組織は、それぞれの地区内での要望や話し合いがあつて結成される任意の組織と思っておりますので、町から強制するものではないということは重々承知しておりますが、町のほうから積極的に声をかけていただくことが必要ではないかと考えております。現在でも結成されていない状況なのに、地区のほうから新たに自主防災組織を設立しようという自発的な動きというのは、なかなか起こらないのではないかと考えます。

この質問をするにあたり、自主防災組織について御答弁があると思われましたので、事前に各地区の自主防災組織の代表者複数人にお会いして、お話をさせていただきました。お話の中で、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で実施していませんが、それ以前は周防大島町から助成金をもらい、1年に1度避難訓練を実施している地区もあれば、結成してから避難訓練を一度も実施せず、代表者も自治会長が務めると取決めがあるものの、前自治会長のお名前のまになっている地区があるなど、地区ごとに温度差があるように感じました。周防大島町のほうから、年に1度でもチェック機能を取り入れ、自主防災組織の取組について代表者と定期的にお話する機会を持つことはできないのでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 栄本議員の御質問でございますが、自主防災組織が機能しているかどうかの詳細な確認は行っておりませんが、通常は防災訓練の補助や資機材の購入実績等で40組織程度は確認できますが、全組織が訓練を行っているわけではございません。

このことから、毎年3月に自主防災組織の代表の方に、代表者変更の確認のための文書を送付しておりますが、今後はその文書に防災訓練の実施や資機材の整備についてのことを盛り込んだり、また、担当職員が地域へ出向いて、地域の活動が活発に行えるような工夫を検討してまいるとともに、訓練実績等を見て取組が見えない組織につきましては、個別に代表者とお話をするなどして、活動の支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。なかなか難しいとは思いますが、ぜひ、



自主防災組織が温度差なく、各地区温度差なく活動できるよう働きかけをお願いいたします。

今後、少しずつ自主防災組織の割合が増えても、自主防災組織という形にとらわれず、自治会や民生委員、消防団が主となり動いていく地区も当然あるかと思えます。その中で、自主防災組織がない地区が、先ほども言いましたが、自ら町へ指導を受けたい旨の要望を出すという機会は、きっかけがなければなかなか難しいと思われまますので、御答弁にもありましたような自主防災組織のない地区の自治会長や民生委員、消防団長へ、町のほうから、このような指導が受けられますよ、こちらから伺いましょうかといった旨のお知らせを積極的にすることはできないのかということをお聞きしたいのですが、ちょうど今朝の、自分にとってはちょうどタイミングがよかったんですが、今朝の中国新聞に記事が掲載されておりました。紹介させていただきます。

地域の防災士と一緒に災害時の避難計画、マイタイムラインを作成する講座が、防府市の松崎小学校で開催されております。防災への理解を深めてもらおうと、国土交通省山口河川国道事務所が主催したとのこと。佐波川の氾濫を想定し、同所が作成した専用シートを使い、前線の動きの確認や避難の開始など、命を守る行動の順番を防災士と考えたようです。同所によると、防災士と授業の中で避難計画を作成したのは県内初めてだということです。参加された生徒の1人は、防災について家族とはじめて話し合う機会となった。学んだことを意識し、今後も災害への供えをしたいとコメントされております。

まさにここに書かれているように、一度講座を受けるだけでも、生徒が災害を意識し備えるというすばらしい経験となっております。このような取組を、自治会の集会や役員会に合わせて、町のほうから積極的に働きかけていただければ、災害時の行動を再確認し、いざというときの対応が違ってくると思われまますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 栄本議員の御質問でございますが、栄本議員の御提案のとおり、やはり繰り返しになりますが、担当課職員が地域に出向いて組織結成の支援を行いますこととか、広報を通じてその辺を周知してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。地区防災計画につきましては、自主防災組織の割合を増やし、そして、自主防災組織の中でも取組に対して温度差があるので、呼びかけや通知を増やす、自主防災組織のない地区に対しては町から声かけをし、指導を受けやすいように、町のほうから出向いて対応していただければと思います。これらは、町からの積極的な取組がなければかなわないことだと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

続きまして、個別避難計画について、質問へ移ります。

個別避難計画ですが、計画策定を進める動きを進めていくとありましたが、先ほど申しました

自主防災組織で、1年に1回避難訓練を行っている地区でも、自力で避難することができない高齢者や障害者の確認は行っていないというお話をお聞きしました。この件については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 栄本議員の高齢者や自力で避難できない方はどのようにしたらいいかという御質問でございますが、避難する対象地域の方々は、行政等が出す情報等を十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが基本と考えておりますが、そういったことが困難な場合は、やはり家族、親戚や知人などをお願いすることも1つの手段であろうと考えております。

また、本町においても、他の市町村と同様に、共助という考えの下、自主防災組織、自治会といった組織で地域での取組を推進していくことが非常に重要と考えております。

さらに、ある程度予測可能な台風や大雨等の災害につきましては、発生する前に自らの判断で自発的に避難することが基本と考えておりますので、町といたしましても、早めの避難所の開設に努めるとともに、当然のことながら、自主防災組織の育成など、地域での取組等についての支援を引き続いて行ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。台風などの、自発的に早めに避難できる場合はいいんですが、やはり最初の質問で申し上げたように、南海トラフ地震など突発的に起こる、あとは大雨などの突発的に起こる災害に対して、やはり地域でのお声かけが必要だと思っておりますので、今よりさらに進んだ地区ごとの温度差をなくす取組については、通知やお知らせ以外にどのように考えているかお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 栄本議員の御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、要援護者名簿、災害福祉マップの更新にあわせ、平常時から要援護者個々に合った個別避難計画の策定が進められるよう、防災部局、福祉部局が連携し、避難支援を行う関係者が常に連携して、計画策定を進めるための支援や周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。それぞれ住まわれている地区が、海側か山側か、または平地なのか、周防大島町の中でも地形や環境によって災害に対する危機感は当然違ってくると思いますし、取組の温度差をなくし、どの地区でも同じレベルで避難行動を取ることとは大変難しいことだと承知しておりますが、しっかりと周知する方法を増やし、町からも積極的に各地区の代表者に声をかけていただくことで、年に1回訓練をする、声かけをする人を確認

する、移送方法を考えるとといった取組で、実際の災害時の行動は全く違ったものになると思われる。いざというときに頭の片隅にでも意識があれば、迷いなく行動でき、助け合うことにつながります。どうか積極的な取組をお願い申し上げます。

最後に、要援護者の避難生活支援について質問させていただきます。

周防大島町の3施設に移送することを想定されているとの御答弁でしたが、いざ大規模災害が発生した際は、最初に申し上げたように、各地で交通障害などが起こり、周防大島町全体が混乱に陥っている可能性が高いと想定されますので、事前にこの地区であればこの福祉避難所、この施設、この病院といった具体的な移送計画を細かく作成しておかないと、とても対処できないと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 栄本議員の御質問の要援護者の移送計画を策定していないということ、今後の対応、予定、そういう御質問でございますが、栄本議員の御指摘のとおり、現在、要援護者等の移送計画は策定しておりません。

移送については、高齢者の方、障害をお持ちの方、持病をお持ちの方、また、妊娠されている方等、状態は様々で、個々に合った移送を考えていく必要があると考えております。

また、医療・介護の知識を有する者の同伴、設備が整った車両等で移送することが必要であるため、今後、柳井地域広域消防と協議を行い、体制を強化していくとともに、介護施設等に対し移送に使える車両の保有状況等を調査し、移送が必要になった場合に協力が仰げる体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。いろいろな調整、手続が必要であると思いますが、ぜひ、移送計画は作成について前向きな取組をお願いいたします。

また、先日、現場のケアマネジャーに意見を求めたところ、町立病院や介護施設で更新される介護ベッドや車椅子を処分するのではなく、それぞれの避難所の一部屋を使い、いざというときに備えていけばいいのではないかと意見をいただきました。この件に関しては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 栄本議員の町立病院とか介護施設で、介護ベッドとか車椅子を処分するのではなく、避難所に使ったらどうかという御質問でございますが、この件につきましては、今後、病院事業局と協議をいたしまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（2番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。介護ベッドは、確かにちょっとスペース

を取るということもありますが、車椅子などは折りたためばスペースも取りませんし、もう使わなくなった介護ベッドというのはしっかり、捨てるのではなくて備えることで、いざというときに高齢者の方や障害者の方に対応できると思いますので、どうか前向きな検討をお願いいたします。

最後に、町長の御答弁でもいただきましたように、限りある財政の中でということも重々承知していますが、年々調整しながら、少しずつでもよいので洋式トイレのない避難所への洋式トイレの設置、洋式トイレのある施設の割合も増やす、そしてバリアフリー化、例えば手すりを玄関やトイレ、廊下に設置するなどの取組を、重ねてですがよろしくお願い申し上げます。

今まで申し上げた地区防災計画、個別避難計画、要援護者の避難生活支援、全てがつながっており、再質問も同じような形での質問となりましたが、やはり町民の安心、安全な暮らしこそが一番大切で、守らなければならないことだと思いますので、今後も継続した取組をよろしくお願い申し上げます。

以上で終了いたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、栄本忠嗣議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午前10時43分休憩

.....

午前11時01分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回は2点ほど、コンプライアンスに対する町の認識について続編ということで1つは上げておりましたが、前回の令和3年9月の一般質問でさせていただいたことの繰り返しをするつもりはありませんし、今回は、前回の質問のおさらいをしないと続編になりませんので、最初に簡単に申し上げますが、要するに前回の質問でコンプライアンスについてどのような認識かと、法令順守について町がどういうふうな認識を持っているかということで、非常に重要なことだという御答弁が町長のほうからあったと思います、にも関わらず、これは本当に事例として挙げさせていただいたんで、それに限ることではないし、個々のことを細かく問うものでもないんですが、不祥事の再発防止、それから随意契約の実態、それから病院事業局の宿日直手当の問題、それから町職員の労働環境と、超過勤務の問題、そういったことを挙げさせていただいて、問題があるんじゃないかというところは認識していただいたと受け止めたんですが、じゃあ、町としてコンプライアンスを重視するというお考えと、その実態が乖離しているじ

やないかと、そこをどう埋めるんですかということはお聞きいただけなかったんで、今回の続編になったということです。

まずは3か月たちましたので、その後、町として、例えばそういった4つの具体事例をどういうふうに変更していくのか、その辺について何か御答弁がいただけるのではないかと、今日は期待して続編として挙げさせていただきましたので、まずは御答弁をお聞きしたいと思います。

それから、2つ目は空き家所有者の取り違いの件についてということで挙げさせていただいておりますが、これは令和3年9月定例会の全員協議会で御説明がありました。専決処分の報告もありました。個人所有の建物解体費を公費負担したことについての件であります。その後、御説明をいただくとした経緯もございますが、特に私の疑問に思っている点であります。個人所有の建物の解体をなぜ公費で負担しなければならなかったのかというところを、明確な御説明がございませんので、その辺を今日はちょっと説明を、まずは説明を求めたいと思いますので、この件については全員協議会で説明されたことについて改めての御説明は不要ですので、そこは踏まえて御答弁をいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員のコンプライアンスに対する町の認識についての御質問にお答えをいたします。

法令遵守の認識につきましては、令和3年9月定例会において田中議員からの御質問にお答えをいたしましたとおり、我々公務員におきましては、地方公務員法のサービスの根本基準として、法令遵守を念頭に職務に従事しなければならないと強く思っております。

町としての具体策につきましては、やはり組織としての法令遵守はもちろんのことではございますが、組織を構成する職員一人一人が、常に法令遵守を強く意識した対応ができれば当然組織としてのコンプライアンスが保たれるものと考えております。

法令遵守は、本町に採用されて最初の研修で学ぶべき課題であり、公務員倫理については、職員の職責に応じた研修を継続して受講し、私たち公務員が公務員倫理の意識が薄れることのないよう繰り返し行うことが重要であると考えております。

また、職員一人一人の法令遵守の徹底だけではなく、不祥事を起こさせない人作り、組織作りについても大変重要であり、職員間のコミュニケーションの活性化や業務の問題意識の共有など、当然のことではございますが、不正を起こさない風通しのよい組織作りに努め、部課長をはじめとする管理職においては、日頃から部・課職員の相談役、監督役として組織、職員との信頼関係を築き、また、人事評価の面談等を通じてコミュニケーションを図っていくことも大事なことでと考えております。これらは今までも取り組んできたことであり、年月が経過しても形骸化する

ことなく各部署に再発防止策を定着させ、徹底して取り組んでまいります。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 田中議員の空き家所有者取り間違いの件についての御質問にお答えいたします。

令和元年度の空家の適正管理において、東和総合支所による所有者の取り間違いに伴う建物解体費の負担について、令和3年9月定例会の本会議で損害賠償を専決処分したことを議会に報告いたしました。

個人所有の建物解体費を公費負担したことに対する賠償責任につきましては、町の事務処理誤りによって、費用負担する必要がある方に費用を負担させたことに対し、その費用を賠償したものであります。

このことは建物解体に当たっての町の関与と取り間違えの原因との関係などを総合的に判断し、今回の建物解体費の賠償責任は町にあるとの判断から損害賠償を行ったものであります。

また、再発防止につきましても、現在、関係職員の研修を行い、マニュアルによる操作の徹底を行っているところですが、引き続き継続してまいります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、コンプライアンスについてなんですが、今、町長からは、職員の意識向上、研修、人作り、そういった再発防止策の徹底という御答弁がありましたが、それはこれまでもお聞きした内容で、その繰り返しということは非常に残念なというか、この続編で今回改めて質問する意味のなかったことと受け止めざるを得ませんが、要するに私がこれまでも何回も申し上げているように、これまでも職員の意識に問題があったとは私は思いません。研修もしっかりやってこられた中で、私が前回の一般質問で挙げたような問題が起きていると。要するに、しっかり職員の意識もある、人作りも研修もしてるという、そういう中でこういう様々な問題が起きていると。だったら、例えばこれまでとは違う、同じ研修をするにしても、これまでとは違う研修のやり方っていうのがあるはずなんです。そこをどうやって改善していくのか、まずは全体の話で私はお聞きしたいんですよ。

最初に申し上げましたように、個別の話をここで違法性について議論するよりも、まずは組織全体として、ちゃんとどういうふうな方法で改善していくのか、再発防止をしていくのか、それがないと全く説得力がないです。今までも事あるごとに再発防止に努めます、職員の研修に努めますと言ってこられた。今も空家の関係で戸籍の関係で再発防止、マニュアルで研修します、その繰り返しで来てるわけです。それじゃあまた、次の不祥事が起きますよ、必ず。そこを防ぐために、私は新しい今の藤本町長が替わられてすごい期待しているんです。だから、これまでとは違う方法があるはずですし、そこを今、すぐに解決策が見つけられなくても、その解決策を見つ

けるためにどういう取組をするのか、せめてそれぐらいは答えていただかんと、私も今日を入れてあと12回しか一般質問の機会がないわけです。ずうっと、あと12回コンプライアンスでやってもいいですよ。でも、それをやっていたら次の不祥事が起きますよ。だから、それを防ぐためにどういう対策っていうんですか、組織の長としてどういう対策を取っていくんですかと、取っていくんですというところを今日の答弁でいただきたかったんですが、具体策がないのであれば、その具体策を求める気持ちがあるのか、それともないのか。ないということであれば、もうコンプライアンス、町はコンプライアンスを重視してないですよという表明にも私は受け止めますけれど。

これだけ何回もずっと以前から、そりゃ町長になる前の話ですから、その責任を云々言ってるわけじゃないです。ただ、これから先に向けてどういうふうな再発防止をするために方策を取っていくのか、そこの方針っていうんですか、対策方針なりとも作らない、ないのであれば、それを作るためにどういう取組をしていくのか、どういう仕組みを作るのか、そこはやっぱり答弁いただかんと今日は全然、前回と同じことの繰り返しで意味のない一般質問になってしまいますんで、ちょっとそこを踏まえて、もう1回御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員の御質問につきまして、コンプライアンスの周防大島町における町長としての見解ということでございます。

たびたび田中議員より御指摘をいただいております、周防大島町のコンプライアンスの在り方ということでもあります。私も、これは町長就任する前の件でありますけれども、やはり不祥事はございます。

そこで、私の認識でいくと、ほとんどの9割9分以上の職員の方は常識の中でお仕事をされています。ですが、この不祥事を起こした職員というのは、このもう非常識、非常識であるというふうに私は思っております。その常識の中で職員をしている職員さんに、もちろん研修をすること、よいこと、悪いことということを研修することは大切でありますけれども、まさにもう常識の中でしっかりとお仕事をされている職員さんに研修を重ねても、これはまた、またそれも効率が悪いのかなというようなことを考えたりもいたします。

全く不祥事、この不祥事を起こしそうな人を不祥事を起こさないようにするという研修ということになるのかなと思いますけれども、甚だこの周防大島町役場という組織の中で、そういった非常識なことを考えておる職員の人がいるというのは、私もちょっと信じられないな、残念だなあというような思いでありました。

ただ、こういうことが起こってしまった以上、それはやはり組織の責任でありますので、職員にはやはりそういった啓発をしていかないといけない、これがやはり組織の責任であると思いま

す。全くこのような不祥事がなければ、このような研修はすることはありませんけれども、過去にこういうことが起きてしまった、こういうことがあるというようなことでありますから、常識のある職員の方もやはりこの研修は受けないといけないという、受けなければならないということになるのかなと思います。

田中議員御指摘のとおり、やはりそういった研修だけではなくて、私が日々このところ感じているところは、やはり先ほども答弁をしましたがけれども、やはり管理職の役割というものが大変大きいと思います。先ほどの超過勤務のことであったりですか、そういったことも関わってくるんですけれども、やはり管理職にある立場の者が、しっかりと法令遵守、こちらを頭に入れているかどうかということが、私は大事になってくると思います。部下のほうからコンプライアンスを重視してくださいと言っても、結局、上司のほうから、いや、そんなものは関係ないというようなことがあれば職場のコンプライアンスは絶対に守られないわけであります。管理職の方がしっかりとコンプライアンスをいま一度確認をしていただいて、法令にのっとって部下の皆さんと一緒に仕事をしていただく、これが果たしてできているのかどうかということを、いま一度確認をすることが私の役割だと思っています。

田中議員から御指摘を何度もいただいております中で、私もやはりコンプライアンスというのは、今この時世の中で、職場、そして組織を運営をしていく上で、これはもうなくてはならないことであり、これをコンプライアンスを法令順守を守らないという組織はこの先やっていけないと私も思っておりますので、こちらに関しては具体的な方法ということで田中議員御指摘がありましたけれども、やはり管理職、そしてまた組織全体での徹底ということ、意識をしっかりと持つということでもあります。

はじめ私が言ったとおり、一番大事なことは、ほとんどの職員はしっかりと法令を守って、そして遵守をしておられるということは皆さん御理解をいただいたうえで、ですが何人かの不祥事を起こしてしまった方のせいで、こういったことをいま一度組織で修得をしなければならないということは、職員の皆さんにも認識をしていただかないといけないな、私も再度大事であると認識をしてまいりたいというようなことで、しっかりと解決に向かっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の御答弁で99%は常識ある職員という、私が言ってるのは常識とか、それもあるでしょうし、一部の職員が起こしたことというのものもある、それは現実問題として実態としてはあると思うんですよ。ただ、横領事件についても、私はこれはもちろん起こした職員個人の資質というか責任の問題だと思っておりますが、それを許した組織の環境、体質っていう



ようなものが絶対それはあるわけですよ。それをやっぱり職員個人の問題として捉えたんじゃ、この議論にはなりませんから、そこを私は組織としてどうやって防ぐのかというところをお聞きしたんですが、そのお気持ちは持ちちょっとということなんでしょうから、それをぜひ今後具体化していくための検討なり実践をしていかないと本当また必ず起きますよ。それは、それを許していったらずっと延々起きるんですよ。それを食い止めるための努力をやっぱりせにゃいけん、努力はせにゃいけん。そう思うんですよね。だからその努力をどういう形でやりますかと。私は町民の方に対してもそこは示す責任があると思います。行政として、これだけ不祥事が続いて、じゃあ町はこういうふう改善していきます、再発防止に努めます。言葉だけじゃなくて、こういう形でやっていきます。それが今回の機構改革もいい機会じゃなかったのかなと思いますが、それは別の話として。管理職の責任というのは、それは町長が全部目が行き届くわけじゃないから、それは管理職の責任もあるでしょう。

管理職の方にちょっとお聞きしてみたいと思いますが、例えば前回の質問でした超過勤務、時間外勤務の、私が指摘したのは規則で時間外勤務の45時間とか100時間でしたか、というのが定められておりますけれど、それをきちっと規則に基づいて適用しましたかと言ったことに対して、何か答弁の中じゃ結局、幹部会議でちょっと二転三転しましたけれど、最終的には幹部会議で伝えましたということだったと思うんですが、それをやっぱり実際に他律的業務とか、45時間を超える場合は任命権者が決めなきゃいけないことですから、そこを45時間超えていいんですよというところは、やっぱりきちっとした意思決定でやらなきゃいけないと思うんですが、そこについてです。

それと45時間……、その45時間、100時間でしたか、100時間を超えた場合は、特例業務で100時間を超えた場合になるんですか、ちょっと規則上は要するにそういう場合は異常事態といいますか、異常事態として6か月以内に時間外勤務に係る要因の整理、分析、検証を行わなければならないといったことも定められておりますが、それも前回の一般質問で指摘したところですが、そういったところをちゃんと、この3か月の間に改善のために取組をされておりますか、そこをちょっと御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の令和3年9月の定例会についての御質問で、超過勤務命令等の御質問がありましたが、その後の進捗状況といたしまして、まず従来より効率的な業務処理の確立、労働時間の短縮、また、職員の健康維持を図るため、超過勤務命令につきましては、原則として1か月について45時間、かつ1年について360時間の範囲内で最小——必要最小限の超過勤務を命じることから、30時間を超える時点で副町長決裁としているところでございます。

しかしながら、今回の100時間を超える超過勤務命令につきましては、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大により、新型コロナウイルスワクチン接種業務の負担が通常よりも緊急、かつ増大した特殊なレアケースであり、また、分庁方式の弊害かもしれませんが、30時間を超えた時点の副町長決裁が月末となっていたことにより、状況の把握が遅くなり対応を検討することができなかったこと。また、担当課での業務の増大の想定が困難であったこと。さらに、担当課長の退職の影響によるもので生じた問題だと考えております。

私たちといたしましては、担当課長の退職に伴う人事での担当部長との事前協議を行い、健康福祉部長の課長兼務の承諾を得て、職員の応援につきましては、まずは健康福祉部で対応し、他部局への協力体制につきましても、総務部では経験のある職員の応援についても対応できるよう準備はしておりました。また、集団接種とか集団接種予約センターの業務につきましても、各課2名ずつ全庁を挙げて一丸となって取り組んでまいりましたが、担当課である健康増進課の業務が想定以上であったことにより、業務の改善には結びつかなかったと考えております。

振り返りますと、令和3年9月6日まで31回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を行いました。新型コロナウイルス感染症の状況や本町の対応、新型コロナウイルスワクチン接種等の本町として感染防止対策等の協議を優先していたことにより、職員の業務改善や超過勤務命令等について協議がなされていなかったことは反省すべき点だったと思っております。

まず、健康増進課長不在の問題につきましては、令和3年9月定例会において町長より早く改善したいと、「そういう個別の話はいい」と呼ぶ者あり）はい。

今後の配置について、周防大島町職員の勤務時間・休日及び休暇等に関する規則第8条の2の2第3項の規定により、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間または月数の算定に係る1年の末日から起算して6か月以内に当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならないと、御質問にあったことですが、まず所属課長に対して当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証の実施依頼をし、その結果を令和3年10月4日付の報告書により提出させておりますので、その報告書による検証を踏まえ、去る令和3年11月17日に健康福祉部長、健康増進課長と今後のウイルス——新型コロナウイルス感染症の対策について協議を行い、令和3年12月1日付の人事異動で新型コロナウイルス感染症に係る対応する職員を2名配置しております。

それと、職員の健康管理措置につきましては、令和3年6月から7月にかけて新型コロナウイルスワクチン接種業務により、超過勤務時間が1か月100時間以上の者が5名、2か月から3か月以内、平均で80時間を超えた職員が1名おりましたので、人事院規則10の4第22条の2第1項の規定により、健康確保措置の強化として病院事業局の医師による面接指導を行うため、周防大島町職員の安全衛生管理に関する規則第13条の規定により、臨時健康診断を令和

3年12月1日から7日にかけて実施し、報告書の提出をいただいております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 6か月という期間があるから、それに間に合わせたということなんでしょうけれど、要するに不十分な点があったわけですね、実際にそうやって分析、検証されたということで。やっぱり法令を適用するのが、規則も含めて法令を適用する中でやっぱり見落としている部分、実際に運用されてない部分というのは多々あると思うんです。だからそこをどう見つめ直すかというところが非常に重要なんだろうと思うんですが、そこらに対する基本的な組織としての認識。不祥事を起こさないための認識っていうのは、さっき町長が言われたように常識的なものかもしれません。でも、法令遵守、私が言ってるのは法令を守るためにどういう視点を持つとか、どういう仕事をするかというところは別の意識の問題なんで、そこをやっぱり浸透させるっていうんですか、それはやっぱり組織の長としてそういう組織にしていかなきゃいけない。私はそこが一番確たる点だと思うんですよ。随意契約の話はまた同じような答弁になるんでしょうからお聞きしません。

もう1つ、病院事業局も宿日直の問題は賃金未払いの対応処理をしていただいているようなんで、それもお聞きしません。要するに結局そこは指摘を受けて改善された。もちろん改善してもらわなきゃ困るんですが、そういう面があるということをもまずは認識して、今のやっぱりそこは前例踏襲だからこそのことだと思うんです。だから今のやり方が本当に法令遵守にのっとってやっているのかどうか、そこはやっぱり原点に戻って真摯に見つめ直す、そういう仕事の仕方をするのを職員の方には身につけてもらわなきゃいけないのだと。身につけているんかもしれないけれど、実際こういうことが起きているじゃないかというところがあるんで、やっぱりそこを原点に戻って仕事のやり方っていうんですか、法令順守にのっとった仕事の仕方っていうのを見直す、そういった組織作りが必要なんじゃないかなと思います。

これはちょっと前回の質問はしてないんですが、例えばほかにも、この4点だけ私が言ってるわけじゃないんですよ。こういう事例もありますよねということでお聞きしているんですが、例えば今回、議会の初日で質疑をした時に、公有水面埋立法に基づいて、そういった未登記の箇所とか、新たに生じた土地の議案の関係で未登記の箇所とか公有水面埋立法にのっとらずに埋立てしてるような所はないですかということを質問しましたが、そういう案件といいますか、該当箇所はない、町ではないという御答弁があったんですが、それをちょっと産業建設部長に改めてお聞きしますが、そういう御答弁でよろしいんですか、町にはそういった無願埋立てとか、未登記はあるかもしれんという御答弁でしたから、無願埋立てはないということでもよろしいですね。ちょっと御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 町が埋立てを行う際、特に私が所管する産業建設部において公有水面埋立てをするのは道路を造るために埋立てをする、それから港を造るために埋立てをするというものがほとんどであります。ですので、私の所管する範囲という言い方になってしまいますが、公有水面埋立免許を取らずに埋立てを行って所はないというふうに認識はしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 産業建設部長さんにお聞きしたんで、産業建設部ではないということで、他の所管ではあるかもしれません。これはまた別の機会に議論させていただきます。

では、次の空家の所有の、所有者の取り違えの件についてですが、私がお聞きしたのは、負担すべきでない人に賠償した。今回の質問の意図も分かって御理解されて、さっきの答弁をされたんであれば意味が通じないっていうんですか、費用を負担すべきでない人に賠償したのはそれは当然の話です。ただ、議会の後にちょっと御説明を受けた際には、要するに全員協議会では相続人がいないから、もう請求できる人がいませんというお話でしたが、政務資料を請求して相続関係図を出してもらったところ、要するに一次相続人、配偶者、それから子供、それから尊属、それで兄弟姉妹、そういった一次相続人にはもう生存されている方がいないということで、相続人はいないということでしたが、死亡時期で二次相続人になるケースもあると思いますので、そこはどうなんですかというふうにお聞きしたら、それは調べてみなきゃ分かりませんということでしたが、そこら辺の御説明というか実態はどうだったんですか。現実、現状は。まずそこを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

令和3年9月の全員協議会では、所有者を基準とした法定相続人であるその配偶者、子、親、兄弟姉妹、おい、めいについて、その全員が死亡していることを答弁いたしました。相続人の有無につきましては、所有者を基準として見た場合、相続権者との認識であったことから、法定相続人は全員が死亡していたことを答弁いたしました。

以上のことから相続人不存在と答弁をいたしました。その後、田中議員からの御指摘を受け、相続について調査、確認を進めておりましたが、相続は死亡によって開始することから被相続人の死亡とともに開始し、相続人は被相続人の財産上の権利義務を継承することから、本来の所有者から見た法定相続人は全員死亡していますが、戸籍等の調査により死亡によって権利義務を承継する相続権者の存在があることが分かりました。

所有者を基準とした法定相続人については、前回のおり答弁をさせていただきましたが、田中議員からお尋ねのあったことについて意に沿った答弁ができていなかったことにつきましては、反省するとともに誠に申し訳なくおわびを申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） いや、私の質問に対してそれは思うところもありますが、私の質問の仕方も悪かったんでしょからそれはいいんです。そういった余計なことは言わんでいいんですが、要するに今の御答弁で相続権がある人は存在するということだったんで、であればなぜ町はその所有者、所有権がある人はいるわけです、存在するわけですから、じゃあその人に請求しなきゃいけないんじゃないですか。その実態は別にして、経緯は別にして常識ですか、ルールとして、相続権がある人がいるんならその人が所有権を、所有権者ですよ。登記は別にしてですよ。所有権者であるんなら、その人が解体費を負担していただくというのが当然の措置じゃないんですか。そこはどうなんですか。その人に相続権があるけれど、この人は、その人は解体費を、今回の解体費を負担しなくていいという根拠があれば、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 田中議員の御質問でございますが、本来、真の所有者へ事前に正規の手続で解体を依頼したものであれば当然そういった形を取るべきものだと思っておりますが、今回の場合につきましては本来が承知していないところで町の誤りによって解体を発生させたということから、道義的にも法律的にも真の所有者への解体費の請求は難しいものと判断しておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 真の所有者に請求すべきであるということは、町もそういう認識であると当然のことだと思います。だけど町が間違っただから、間違っただけの人に解体してもらったから、それを真の所有者がいたからといって今から請求できませんよという理屈なんですか。だとしたら、それを実際に請求はされたんですか、そこの基本的な根拠があれば教えてください。町が間違っただけの人に解体してもらったから、もう今さら真の所有者がいてもその人には請求できませんという、何か分かりませんよ、民法上の根拠か何か分かりませんが、そこに根拠があるんならそれを教えてください。ないんであれば私は真の所有者に、真の所有者に請求すべきと町が考えているんなら真の所有者に請求すべきだと思いますし、実際請求はされたんですか、されてないんですか。町の判断でされてないのか、そこも教えてください。実際に請求行為をしたのか、してないのか。町の判断で、これは真の所有者、もう間違っただけ町が壊したもんだから今さら真の所有者にできないと町がもう判断したのか。判断したのであれば、その根拠、何に基づいて町が負担しなきゃいけない、これ町民の負担なんですよ。別に役場が払うわけでも何でもなし。町民の負担、何で個人の所有物を町民が負担しなきゃいけないのかというところを、やっぱりそこは町の裁量でできることじゃないですよ。そこの根拠、根拠規定があるならそれを教えてい

ただかんと、ちょっと納得できんですよね。何かあれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 田中議員の御質問でございますが、まず真の所有者につきましては、現在確認を進めているところで、全てが明らかになった状況ではございません。

それと、真の所有者に対して請求を行ったかということでございますが、この件についても現在行ってはおりません。

それから、真の所有者へ解体費の請求をしない、その根拠はという御質問でございますが、具体的な根拠を持っておるわけではございませんが、この件につきましては弁護士事務所とも相談して、現在このように判断をしておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 事あるごとに弁護士を出してきますが、別に弁護士の意見を聞くのが何しようが結局町の判断、町長の判断っていうことでよろしいですか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員御質問の件でありますけれども、私が報告を受けておりますこの件に関しましては、町が間違いで空家を取り壊したというようなことであります。ですので、これは周防大島町全体が組織で責任を負わないといけないというのがまず1つ。そして、じゃあ誰がやったのか、誰が間違えたのかということではなくて、これは周防大島町が悪かったというところがありますので、これは町の責任として受け取るところでございます。

そして、今報告を受けているところでございますけれども、やはり相続人、法定相続人、そしてまた相続人という方が、この日本国内だけではなくて海外にもおられるということで報告を受けております。その皆さんにやはりアプローチをしていくということで今手続を行っているというところでございます。

ですので、これは少し時間がかかるのかなというところでありまして、それはやはり該当する土地の方、その方の相続が多数に及んでいる、それとまた別の問題で今既にかかってしまった費用に関しましては周防大島町、田中議員御指摘のとおり公金でそこを補っているわけでございます。それをしっかりと町では受け止めて、本来の請求するべき方にはそれがしっかりとお支払いいただけるかどうか、また別の問題ですけれども、しっかりとそこに働きかけていって請求をしていくというのが本来の形というようなことであろうかと思っております。ただ、それをやはり一つ一つを顧問弁護士に一応、法的にこれは大丈夫なことなのかということで問いかけを常しております。弁護士の先生の意見が全てではないということもあられるかと思っておりますけれども、やはりそういった1つの指標と御意見としての弁護士事務所の御意見、そしてまたいろんな判例等々、前例があるかと思っておりますので、そちらもやはり調査、研究をして調べていきながら答えを

出していくということでもあります。

これ今すぐということでは答えは出ないのかなと思いますので、今しばらくお時間をいただきながら、そして支所においては時間をかけて解決に向かっていくというように、私報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回の御答弁で、調査していると、相続人全部分かってないよということなんですが、どなたかはいるわけですね、海外にいらしたりしたら、そりゃあ確定するまでに時間かかります。でも相続人がいらっしゃるわけですから、一部が判明しているんですから、その相続人の方に連絡を取って対応してもらおうということは今からでもできるはずですよ。これは危険空家だから解体したんでしょうから、危険空家を解体するということは、その建物の保存行為になるんじゃないですか。それだったら別に全ての相続人の合意がなくてもそれはできるはずですから、1人の方が見つければ相続人の方にその人にちゃんと保存行為をしてくださいよということは請求できるはずですが、その辺はまた顧問弁護士に聞いてもらえばいいと思いますけれど。

弁護士の言うことで全て判断するのであれば、そんな裁判なんか起こらんわけで、やっぱりそこは安易に顧問弁護士の言ったことだからということ、この議会の場で答弁に使うてほしくないと思います。あくまでも弁護士の意見を聞いて町長が判断したということによろしいんでしょうね。

今並行して調査をしていると、相続人の調査をしてるということなんですが、時間がかかるのはそうなんだろうけれど、じゃあ相続人が全部全て見つかったら……、さっき言ったように一人でもいいと思うんですが、相続人が仮に町が今言うように全部見つかったら、その時には所有者の方に今の町が立て替えたというんですか、負担した解体費等を請求するというようなお考えでよろしいですか。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時50分休憩

.....

午前11時51分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

真の所有者が分かった段階で解体費の請求をしないのかという御質問でございますが、町の考

え方といたしましては、まず真の所有者に対して正規の手続を踏んだ上で解体を行ったものではないことから、やはり真の所有者に対する解体費の請求は難しいものと判断しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 請求しないんだったら相続人調べなくていいじゃないですか。お金もかかる話やし、何で調べるんですか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員御指摘の、それでは調べる必要がないのではということであり、こちらもやはりたびたびなんです、顧問弁護士の先生とも相談をするところであるんですが、やはりこれは間違えてやってしまったことでもありますので、しかも相続人の方がおられるということでもあります。謝罪ということでは相続人の皆さんのお住まいを確認をさせていただいた上で、謝罪の書面をお送りをするというようなことを考えておるところでございます。

請求に関しては、これは町の瑕疵ということでもありますので、町でしっかりとやっていくということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 謝罪して、例えば相手が、損害賠償せいと、勝手に壊して、自分の所有物を勝手に壊したんだから町が損害賠償せいと言ったら、それには応える、応えなきゃいけないっていうことになるんですか。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 田中議員からの御質問でございます。

まず、相続人の方に謝罪をしたいと考えておりますが、その際には建物の経緯、建物の現況等もしっかり報告をさせていただこうと、そのように考えております。

それから、このことによって、もし提起をされるようなことが仮にあれば、それは町として対応をしていかないといけないというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 提起のリスクを認識しておられるんだったら、今ですね、今の時点で公費で解体費を負担すべきじゃないと思いますが、まあそれは起きてないことなんでもうやめときます。

最後に、戸籍事務のこれも大きなミスだと思います。何か再発防止の取組をしているということなんですが、どういう取組をされてますか。具体的に教えてください。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 田中議員からの具体的な再発防止策ということで御質問をい



いただきました。戸籍事務につきましては総合支所の事務分掌の1つとして担当しておりますが、このたびの案件につきましては、再発防止にあたりましては、戸籍等を発行の際に複数の確認を徹底するために、当然のことではございますが交付受付員者印と確認者印の押印ができるスタンプなどを使用して、必ず二重チェックが確認できるという形を行いました。それから、窓口システムの操作につきましても、改めて現地で検索に関する操作方法を行いまして、現在、関係職員の研修を終わったところでございます。今後もマニュアルによる操作の徹底を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） お決まりのように二重チェックとか研修とかという答弁が出ますが、これまでも、これまでは二重チェックはしてなかったということなんですか。戸籍っていうのは非常に重要なもので、ある意味、今回の件も、この所有者、間違った所有者の情報が外部に出ているわけですから個人情報の漏えいと言っても過言ではないと思いますが、そういうことは町としてはあってはならないことだと思います。二重チェックや操作方法の研修っていうのは多分今までもやられてますよね。今回の件は、町名を入れたがために同姓同名が出なかった、検索できなかったということなんで、そこを、そういう単純なミス、それはどうやって防ぐのか。ただ啓発だけじゃ済まない話だと思うんです。問題を単に今、言葉で言われたように二重チェックや操作方法の研修と、そういうことで済む問題じゃないということ認識してないということが非常に深刻だなと思います。

これは最初のコンプライアンスについての質問とも同じことで、要するに外部の、戸籍に外部の目を入れるのは難しいかもしれませんが、その使い方についてやっぱり中でやっても結局こういった単純なミスが起きてしまう。中だけでやったんじゃ駄目っていう話。防げないという恐ろしい話ですよ。これが、個人情報は今一定の、広がらなかったというだけで別に事故もなく済んだ、特定のところしか多分出てないと思いますので、そこでとどまっていたからよかったです。でも、これは一つ間違えば大きく流出してしまう、そういう事故にもつながりかねん話なんで、やっぱりコンプライアンスについても、今の戸籍事務、これもコンプライアンスですよ。個人情報の関係から言えば、そういったことを防ぐためには、やっぱり外部の目を使った、そういう再発防止策の取組というのが、仕組み作りというのが不可欠だと思います。中でやってもできないんです。中だけでは幾らやってもできないんです。それは事実が、現実が証明しているんですから。

じゃあどうするのかといった時に、1つはやっぱり外部、私の考え方としては外部の目を入れる。それは普通の一般の会社でも今、主流として取り組まれておるじゃないですか。それを行政が何でできないか。これだけ問題がありながら、なぜできないのかというのは不思議でもあるん

ですが、やっぱりそういう、まず第一歩の取組として、そこの外部の目を入れると、そういったチェック機能を有する組織改革というんですか、仕組み作りを再発防止策の、再発防止策としての仕組み作りをしなければいけないと思うんですが。

最後に、ちょっとその辺、町長の認識を、外部の目を入れた仕組み作りということについて、これも前々から申し上げているんで繰り返しになりますが、町長としての現時点での認識をちょっとお聞かせいただいで終わります。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） このたびの空家の取り壊しの問題に関しましても、田中議員御指摘のとおり、まさに個人情報であります。まさかという間違いでありましたけれども、これが個人情報の漏えいにつながったりとか、思わぬ大きな案件につながっていくという認識を私も新たにしたところでございます。

そして、今回のこの件に関しましても、基本に戻りまして、ちゃんと片仮名で入力をしっかりとしていれば名前が2つ同姓同名の名前が出てきて、さらに確認ができたというところでもあります。その全く基本のところを、このまさかというところで管理ができなかったということが大きな問題であります。

今までこのようにいつもやっていたからということで、こういうことが起きてしまったのであろうかと思しますので、やはり外部、全く新鮮な目で業務を見てもらって、それが正しいのかどうなのかという御意見をいただくということは、時には必要なのかなというふうにも感じております。

田中議員にも御指摘をいただいておりますが、外部の目を入れることが必要ということでもありますけれども、それをどのくらいの、どのくらいの力をもってやっていくのか、見ていただいて、この業務を見ていただいて、じゃあこういった意見をいただくというような形なのか、それともそもそも組織自体の在り方を外部の目から強く改革を促してもらうのか、それとも中からしっかり改革をしていくのかというようなことを、私もどういった形がいいのかなあというふうなことを日々考えているところでございます。

私の頭だけでは足りないところがありますので、議員の皆さん、そしてまた町職員の皆さんの意見、また、知恵をかりながらやっていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 何かありますか、一言。時間ですが。（「いえいえ、いいです」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

以上で、田中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。3番、白鳥法子議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 改めまして、議席番号3番の白鳥法子です。どうぞよろしく願います。

今回、私は大きく2つの案件について一般質問をさせていただこうと思います。

まず1つ目は、タイトルとして提出させていただきましたのは、男女共同参画に向けた町の本気度を問う、というタイトルでございます。そもそも男女共同参画社会とは何かということを今回改めて振り返ってみました。今からもう22年前ですが、平成11年、1999年に制定されました男女共同参画社会基本法の定義によりますと、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会とあります。私なりにかみ砕きますと、地域、職場、学校、家庭など生活に関わるあらゆる場面で物事を決めたり行ったりするときに、男女が対等なメンバーとして意見や考え方を出し合い、話し合って進め、成果も責任も共有していく社会とそのように捉えております。

本町は、平成18年、2006年3月に男女共同参画基本計画を策定し、家庭や地域、職場、学校などにおける男女共同参画に関する施策の推進に取り組んでこられ、令和3年、2021年3月には、私もいただきましたけれども、こちらの今後5年間の計画を策定されています。この新しい計画の冒頭にあります藤本町長のメッセージの中には、男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけでは決して成しえるものではなく、町民の皆様、関係団体、事業者など様々な方々と力を合わせて進めていくという趣旨の内容が盛り込まれております。おっしゃるとおりで、行政だけで変えていけることはありません。また、意識を変えること、仕組みを変えることが必要で、こういったことはすぐに実現できる目標でもありません。しかし、行政で変えられること、むしろ行政にしか変えられないこともあります。

この計画の中で3つ掲げられた基本目標のうち、あらゆる分野における男女の活躍の推進の中で町が率先して女性の登用を積極的に進めるとともに、地域の様々な分野の方針決定過程への女性の参画を促進しますとあります。さらに、町政における今後の取組の中で審議会等における積極的な女性委員の登用を進めますとあります。審議会等というのは、具体的にいうと、町民、学識経験者、関係団体の代表者などから構成されて町が行う事務、事業について必要な審査、審議または調査を行うために、地方自治法第138条の4の規定に基づき設置されるような附属機関

または委員会、それとそういった法によらず住民からの意見聴取や専門知識の導入等を目的とし、町がつくる要項等に基づき設置する機関などを合わせたものと私は認識しております。

そこで、具体的な質問なのですが、計画がスタートした令和3年4月以降、審議会等の新設や委員の変更などが幾つありましたでしょうか。その中で委員の男女比はどのようになっていますでしょうか。こういった委員を選定する際に審議会等を所管する部署は、女性委員を増やす、そういった視点で委員構成を考えられましたでしょうか。この計画を所管されておりますのは政策企画課ですが、それぞれの担当課に対し、具体的にどのような働きかけをしてこられましたでしょうか。

また、4年後の令和7年、2025年には女性割合を令和2年度の19.2%から30%に上げるという目標に向けて、現在、具体的にどのような取組をしていこうと考えておられますでしょうか。

以上4点についてお答えいただきたいと思います。

もう1つの質問項目に移ります。こちらのタイトルは、専決処分の報告をもっと丁寧に、これがもう言いたいことの全てにはなるんですけども、今回貴重な一般質問の時間を使い、自分の不勉強を補わさせていただくようで恐縮なんですけれども、コロナ禍の影響で今年の3月頃から世界的に木材価格が高騰するウッドショックが起きて現在も高止まりが続いていると、ニュースなどで伺っています。これを受けて、本町のみならずいろいろな自治体で木材を使用した建設工事が難航していると聞いています。例えば田布施町は、町営住宅の建て替え工事を今年度予定されておりましたが、今年度中の着工を断念されております。お隣、広島県の安芸高田市も放課後児童クラブの建設着工を断念されています。一方、山口市や下松市は、幼稚園や児童クラブの改造、改築、増築工事について、やはり木材高騰などを受けて増額の補正を議会にかけ、可決されております。

そして、本町はといいますと、若者定住促進住宅の建設に関し、令和3年11月19日の第4回臨時会の中で工事請負変更契約の締結について、専決処分の報告を私たちは受けました。そのときの説明は、ウッドショックによる木材価格の高騰を受けて請負代金の増額が必要になったため金額を変更したというものでした。そのとき私は、入札して一番安かったところと契約した後に工事内容は変わらないのに契約金額が増額になるということがあるんだと、もし自分の家を建てるときに契約後に業者さんから材料費が高くなったからもう少し増額をしてくださいと、そう言われたら支払わないと建ててもらえないのかなと、少しもやもやいたしました。どうもそう感じたのは私だけではなかったようです。町民の中でも、そんなことってよくあることなのかな、じゃあ競争入札って何のためにあるのと疑問に感じておられる方がいらっしゃいました。そこで、改めて今回の変更契約について詳しく御説明をいただきたいと思い、質問をいたします。

1つ目は、具体的にどのような経緯でこういった規定や基準に基づいて増額を決定されたのでしょうか。

2つ目は、その規定や基準はこれまでも本町やほかの自治体でも一般的に適用されてきたようなものなのでしょうか。

3つ目は、現在進行中のほかの公共工事でも同様の事案が起こればと考えておられますでしょうか。つまり、ほかにも増額が必要になるような工事は無いでしょうかということです。

以上3つの視点から、改めて御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 私からは、白鳥議員の男女共同参画に向けた町の本気度を問うの御質問にお答えいたします。

すおうおおしま男女共同参画プラン、周防大島町男女共同参画基本計画、こちらは令和3年3月に策定し、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

計画における3つの基本目標のうち、あらゆる分野における男女の活躍の推進におきまして審議会等の委員に女性を含むものは、令和2年4月1日現在で27件の審議会のうち18件で、委員総数266人のうち女性は51人で19.2%となっており、山口県平均の29.2%、全国平均の27.1%を大きく下回っております。令和3年4月1日現在におきましては、審議会等の委員に女性を含むものは27件のうち17件で、委員総数261人のうち女性は50人で、19.2%となっております。

御質問のありました1点目の、令和3年4月以降、審議会等の新設・委員の変更の状況を御質問いただき、その中で女性委員の割合について御質問をいただいておりますけれども、こちらについては、新規の審議会の新設につきましては1件となっており、委員は21人、うち女性は1人で4.8%となっております。

また、充て職の変更によるものを除いた任期の更新に伴う委員の変更は2件あり、女性委員の割合は1件が40.0%、もう1件が11.1%となっております。

次に、2点目の審議会等を所管する課が女性委員を増やすという視点で委員構成を考えられましたかという質問についてでございますが、新設の1件と任期の更新による2件につきましては、推薦によるものや充て職によるため、結果的に女性委員が増やせなかったという各担当課よりの回答となっております。結果的には、性別にとらわれず適任者に委員を御就任いただいたわけでございまして、男性の割合が多い状況となっております。

次に、3点目の計画所管課である政策企画課が各担当課にどのように働きかけをしてきましたかという質問についてですが、すおうおおしま男女共同参画プランを策定後、この計画を各課へ配付することにより周知をしており、所管する担当課において計画を認識した上で審議会等への

積極的な女性の登用に取り組んでいくよう働きかけを行っているところでございます。今後におきましても、引き続き各所管課への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の令和7年度に女性割合を30%にするという目標に向けて具体的にどのような取組を予定していますかという質問についてであります。審議会等における委員につきましても、専門的な知識を有する学識経験者の方や各種団体の代表者の方に委員をお願いすることが多く、その場合、男女の指定はできず団体の判断に委ねる形となり、結果的に女性委員の登用が少なくなっておりました。今後におきましても、学識経験者につきましても、女性の方がいらっしゃるか確認をするとともに、各種団体につきましても、働きかけを行い、女性の積極的な推薦についてお願いしていきたいと考えております。

また、審議会等におきましても、多様な意見をいただく場でございますので、専門的な意見をはじめ、委員それぞれの立場や視点での発言もいただきたいと考えており、女性委員でも意見を言いやすい会議となるよう運用面での配慮も考えていく必要があると考えております。

任期の関係もあり、すぐに成果が上がるものではございませんが、職員においても男女共同参画に対する意識改革を行いつつ、審議会等を所管する担当課への指導を行い、令和7年度の女性割合30%の達成に向けて女性委員の積極的な登用に努めてまいります。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 白鳥議員の専決処分の報告をもっと丁寧に、についての御質問にお答えいたします。

令和2年度若者定住促進住宅第2期建築工事の工事変更契約につきましても、令和3年第4回臨時会で専決処分の報告をさせていただきましたが、本工事は単品スライド条項を適用して特殊な契約となりましたので、その内容をもう少し詳細に説明させていただきます。

本工事につきましても、世界的な木材高騰を受けて、請負代金を増額する変更契約を行いました。周防大島町建設工事請負契約約款第25条第5項の規定には、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったときに発注者または請負業者が請負代金の変更を請求できると規定されており、これに基づき変更を行ったものであります。変更にあたり、このたびは山口県建設工事請負契約約款第25条第5項の単品スライド条項の運用基準に準じて単品スライド手法での変更契約を行ったものでございます。

この単品スライドによる変更の対象となるのは、工事材料の品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が、請負代金の100分の1に相当する金額を超えたものが対象となります。このたびの工事では、増額分が1%を大きく超えたため、この単品スライド条項を適用いたしました。

単品スライド額の算定につきましても、当初の木材価格の総額から木材の高騰により増額となった金額を算定し、その金額から材料増額分を含まない最終の請負金額の1%を控除した金額が

変更対象金額となり、このたびは発注者側の町が変更を認める一方で、受注者側にも対象工事請負額総額の1%相当額の負担をいただいたものであります。過去の町内の土木工事におきましても、鋼材の物価高騰によりこの単品スライド条項の運用基準に準じて変更契約を行った例があります。また、県内においても昨今の木材高騰を受け、本町同様の単品スライド条項を適用した変更契約を行った事案は確認できてはおりません。

なお、現在既に発注済みの工事で施工中の土木工事、機械設備工事及び電気工事等につきましては、資材の高騰による増額変更のある事案はございません。

白鳥議員からの専決処分のもっと丁寧な報告をお願いしたいとのことに対しましては、今後は分かりやすい説明になるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） それではまず、1番目に質問しました男女共同参画についてのほうから再質問をさせていただこうかと思えます。

なぜ今回このタイミングでこのような質問をさせていただこうかと思ったかといいますと、先日、12月のはじめに本町の今後の地域交通を考える組織、周防大島町地域公共交通活性化協議会がとうとう動き出したと、それを知りまして期待を持って概要をホームページで拝見したところです。どのような方々で協議いただいているのか拝見しました。先ほど町長から答弁いただきましたように、21人のメンバーのうち女性は1人、しかも運営上必要と認められるものとして参画されている、ある意味、充て職の方でございました。その方がたまたま女性であったということでございます。任命された方々はもちろん熱心に関わってくださっているということには間違いございません。ただ、学識経験者や住民または利用者の代表など、積極的な女性登用の余地があったのではないかと思われる9人ですら、全て男性から選出したということは、どのように考えていたのかなど。しかも公共交通、地域交通というものを考えるときに男性が多い中で考えるということはどうなんだろうというふうに疑問を持ったのが今回質問をするに至ったきっかけでございました。

本町の審議会に占める女性の割合は、令和2年度のはじめで19%ぐらいでしたかね。19.2%ということですが、ぜひ皆さんに想像していただきたいのが、10人のグループで話し合いを周防大島町の今後の施策を考えるに当たって10人が集まって話し合いをするときに、女性だけのチームで考えたり、その中に男性が1人か2人しかいないとそういった状況で考えるということが想像できますでしょうか。

再質問といたしましては、町政における今後の取組の中で30%に向けて取組を進めていかれるということですが、審議会等における積極的な女性委員の登用を進めるということに続いて記載されているのが、女性委員の登用状況を定期的に調査し、公表するとあります。今回の計画は

5年間の計画なので、これは毎年調査・公表されて、私たちがあえて毎回伺わなくても、今どういった進捗状況なのかなということを確認できるようになるとそのように考えてよろしいでしょうか。まずその点について、お答えをお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 白鳥議員の御質問のすおうおおしま男女共同参画プランの審議会等の委員の女性参画の推進の中にも書かれておりますように、女性委員の登用状況を定期的に調査し、公表するというふうに記載をしておりますので、毎年4月をめどに今後はホームページ等で公表したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。毎年定期的に私どもも確認できて、そのたびに私どもも改めて男女共同参画が進んでいるかなという考えるきっかけにもなると思いますので、今後対応していただけるということでありがたく思っております。

次に、先ほど町長の答弁の中でもなかなか団体の代表の方に委員をお願いすることが多いですとか、団体の中から推薦いただくのに、男女の指定はできなくて、結果的に男性が多くなっているとそういったお話もございましたが、今後は女性も積極的に推薦いただけるようにお声をかけるといふか、協力をお願いしていくという御答弁だったかと思えます。それはやはりそうしないと、町の行政の中でもなかなか変わらないものを、民間の昔からあるような組織の中で、ただただプランを配るだけで変わるとそういったことはまずありませんので、なるべくそういうふうにしてほしいと、町もそういうことを進めているんだと、そういったことを事あるごとにお声かけをしていただけたらと思います。

参考までに、いろいろ調べておりますと、大阪府八尾市、こちらのほうは審議会等への女性委員の登用に関するポジティブアクション計画というものを作成し、公表もされております。こちらではやはりそういった委員を選出するときに、各課はこういう視点で選出に心がけてくださいと、そういったことをはっきりと通知を出しておられたり、団体などに委員を推薦いただくときも、決して長でなくても、トップでなくてもその団体の概要が分かる女性の方がいらっしゃったらそういった方でもいいので、団体の中から1名推薦していただきたいと、そういったような書きぶりで促進をされているようでした。

また、山口県の中でも宇部市などは突出して女性の審議会委員が多いようでございます。どういった形でそのように進めておられるのか、私も宇部市のほうに確認まではしておりませんが、行政同士のネットワークを通じて、そういった取組の進んでいらっしゃる状況なども調査し、反映していただけたらと思います。

また、今回のプランを策定されるにあたりまして、令和元年度に町が住民を対象に男女共同参



画に関する調査をされており、こちらのプランの中にもその概要が掲載されておりました。そちらのほうも改めて拝見して気がついたことがございます。社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由は何だと思えますか。そういった質問項目の中で、女性と男性とで回答の割合に差があるものが幾つかございました。男性が女性よりも、そう思うという割合が高かった中には、男性優位の組織運営、女性の活動を支援する仕組みの不足ということがございました。これは、男性御自身がそういった活動に関わる中でも、これじゃ女性が参画しにくいなと実感されているということだと言えるのではないのでしょうか。

また、女性が男性より、そう思うという割合が高かった中には、女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないという、もうある意味、身も蓋もないことが飛び抜けて多かったように思います。これは、男女共同参画を進めようとそのように国も県も町も言っているけれども、全然みんなに響いていないとそう感じておられるということではないのでしょうか。これらは具体的に行政が率先して具体的に解決していくことだと思います。

さらに、男女により、そう思うという割合に大きな差があったのが、男性側の積極性が十分ないという男性が多いこと、家庭の支援、協力が得られないと思う女性が多いことがございました。これらは固定概念や慣習によるものが大きいのだと思います。

そこで、再度質問ですけれども、国全体の課題であろうとは思いますが、町として、こういった意識的な側面に対してはどのように働きかけていこうとお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 白鳥議員の意識的な取組についての町の考え方でございますが、まずはやはり、男女共同参画の理解を深める教育とか、啓発の推進をすることが重要だと考えております。そのためにはやっぱり男女共同参画の社会づくりに関する講演会とか、講座とか、あと広報紙等による啓発の推進と、また情報の収集・提供とか、あと学校などにおける男女平等の教育学習の推進等、そういうことにまずは取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） なかなか意識の改革というのは、自分も含めてですけれど、難しいものがあります。なかなか人の心に響くところまで啓発をするということは、かなり本気でやらないと気持ちは届かないものでございます。ぜひ積極的な啓発活動、今までよりもさらに一歩進んだ啓発活動を企画して行っていただけたらなというふうには思います。

また、先日、一般質問を用意しているときに、たまたまこちらにもホームページを拝見しておりましたら、おとといですかね、令和3年12月15日にタイムリーなことに、男女共同参画審議会の委員の方2名を募集しますということがホームページに掲載されておりました。手を挙げてみようかな、どうしようか、そういうふうを考えている人も実際いらっしゃるのではないかなと

いうふうに思います。応募用紙を拝見しますと、応募の動機、抱負を記載する欄がとても大きくて、手を挙げるのにすごい心のハードルが高いなというふうにも個人的には感じたんでございますけれども、逆に、この審議会がこれまでどんな役割を果たしてきたのか、実際この春にできました計画を策定するための審議会の中でどんな議論がなされてきたのかなど、そういったことを参考にできたらよりいいなと思いました。ホームページで過去の審議会の議事録などが見れるかなと思って検索したのですが、全く検索に引っかかりませんでした。担当の方にお伺いしたら、公表は今のところ、これまでしていないということでもございました。これはちょっと男女共同参画だけではないんですけれども、様々なそういった議論が行われている中で、比較的、本町は情報公開といいますか、こういった議論が今進んでいるよと、決定する前段階のことがなかなか町民に発信されていないなというのが、すごい前から思っていることではあるんですけれども、今回もそうでした、ぜひ議事概要、この計画をつくるまでの流れ部分だけでも結構ですので、ぜひこんな会議をしておりますと、この会議に参加してくださる方を募集しますと、そういう本当に住民の方に参加してほしいんだということをメッセージを添えてホームページの募集のページに貼っていただけたらと切に願っておりますが、こちらのほうは対応はいただけませんか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 白鳥議員の町のホームページ今、周防大島町の男女共同参画審議会委員の募集の中にそういった議事録とかそういうものを取り入れたらどうかという御質問でございまして、今回につきましては、もう募集しておるので間に合いませんので、今後については検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） まだ募集開始されたばかりで、たしか期限は来月だったんじゃないかと、ちょっとろ覚えですが思うので、もしこれ今後でも、まだあれを見た人が私以外に何人いるのかなというような状況じゃないかとは思いますが、間に合わないことはないと思いますので、いま一度掲載を検討いただけたらなと思います。

最後に、現在あらゆる場面で、性別のみならず、世代や所属や生まれ育った地域など、様々な視点での多様性が求められていると思います。その中でも長年課題として認識されながらも改善がなかなか進んでいないというのが、性別による不均等ということなんじゃないかなというふうに思っております。ぜひ町の本気度をあらゆる事業、施策に盛り込んで、本町の今後のまちづくりに多様な人々を巻き込んで取り組んでいただきたいと思いますというふうに切に願っております。

続きまして、もう1つの専決処分の報告をもっと丁寧にしていただきたいという件について、再質問をさせていただきます。

なかなか私も数字が苦手なので、いろいろと説明をいただきまして、事前にも図を描いていた

だいたりして、やっと何となく概要が分かったようなところでございます。公共工事を請け負った業者が、市場価格の変動が原因で極端に負担を強いられることがないように整備された、そういった単品スライドというような仕組みがあったとこういうことだと思います。今回はそれを適用して、町も事業者も規定に基づく按分でその増額分を吸収したと、そういうことと理解いたしました。しかも昨年度の予算を繰り越したもので、ほかの市町のように、来年度までちょっと様子を見ると、もう1年先延ばしをするということができなかった案件ということ、また、ほかの自治体の例と違って、もう契約をした後に急激に価格が上昇してしまったと。そういった、たまたま条件がそろってしまったと、なかなかあることではないということもよく分かりました。そのとき思ったのが、もしこの変更契約が専決処分にすることができない金額だったとしたら、議案として議会に諮られて、不明な点は今回のような質疑ができたんだろうと思います。専決処分にするができる案件だからといって、結果報告の際に説明を十分にしていただけなかったと感じています。自分の不勉強を棚に上げて申しますが、議員、ひいては町民の方々が疑問に思いそうだとは思わなかったのかなと、正直思いました。専決処分にするができるという規定は、そうしなければならないということなのでしょうか。質疑応答により不明な点を明らかにして議決を取ることはできなかったのかなとそのようにも思います。金額的に議会に諮る必要がなかっただけでなく、工事を急いでおり、議会に諮る時間もなかったということなのかなというふうにも思います。そうであれば、せめてそういう場合は、今後は私たちが疑問に思いそうなことを想像して、しっかりと、専決されたとしましても報告の際には説明を添えて行っていただきたいと要望をさせていただきます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、4番、竹田茂伸議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 竹田茂伸でございます。よろしく願いいたします。

原油価格の高騰により日本経済の雲行きも怪しくなる中、先月の令和3年11月10日に第2次岸田内閣が発足し、令和3年11月19日には新型コロナウイルス感染症対応や格差是正を含む経済対策を閣議決定いたしました。

県においては、来年度の予算編成と政策決定に関する政府要望76項目を関係省庁に要望いたしました。地方からデジタル化を進めるデジタル田園都市国家構想に関連して、デジタル包括交付金制度の創設や地域課題の解決に取り組むコミュニティへの支援、デジタル格差対策として講習会や機器貸出しへの支援制度の創設などがございます。デジタル田園都市国家構想は、地方が都市を上回る魅力を持つチャンスであり、デジタル化を通じて便利で安心な地方が生まれると村

岡山知事はおっしゃられていましたが、私も、この政策により、人口減少による困難を克服し、地方が抱える問題解決に必ずつながると期待をしています。

さて、令和3年9月の定例会は病気で欠席をしましたが、提出していた質問に丁寧に回答していただき感謝申し上げます。議員になってから今年の11月24日までに、延べ80人の方から意見要望等をいただいています。新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、病院、行政窓口に関する御意見、岩国基地への空母艦載機の移駐に関する要望等など、多種にわたっています。今までに町民の声を聴きながら一般質問をさせていただきましたが、議員になり1年経過して、町の課題も見えてきました。今後は、課題に対し、CS・ESの両方の視点で、どうすればもっともっとよくなるのかを議論していきたいと考えています。

それでは、通告に従って2点ほど質問させていただきます。

1番目に、地域課題に対する可視化についてということでございます。

課題に対する進行管理はできているのかということで、今までに町民の意見、要望等を機会あるごとに説明させていただいていますが、すぐに対応できる部署とそうでない部署があります。どこの自治体であったか不明ですが、すぐやる課というのが以前ありましたが、最近では、橘地区中心街の草が交通妨害になっている件、東和地区バス停での休憩場所の件などはすぐに対応していただき、町民から賞賛の声もあり、御礼申し上げます。

課題の内容によって取組に差が出ることは当然理解していますが、取組に濃淡があり、組織力、マネジメント力、人材育成能力、職場風土などに問題があるように感じています。組織ですから100%というわけにはなりません。投げかけたことがどこまでできているのか、誰が担当なのか、いつ頃達成できるのか、やるのかやらないのかをはっきりさせる、誰が見ても課題の進捗状況が分かる、職員全体と町民が情報を共有できることが課題解決の近道ではないでしょうか。検討するという回答の解釈にもいろいろあると思いますが、職員が減り、さらに新型コロナウイルス感染症で仕事が増えていることは十分認識しています。一般質問をする意義からも、町の課題を一つ一つ解決する、また解決の流れを示す可視化、いわゆる見える化は、行政に携わる我々にとっては、時代に即した行政需要に的確に対応し、町民サービスのより一層の向上を図る重要な施策であると考えています。ここで私は、全国で初めての民間活力により各部署をデジタル化でつないだ町長直属の課題管理部、これは仮称ですが、設置を提案いたします。については、課題に対する進行管理をどのように進めていくのか。県は、デジタル化により今までにはない手法で地域課題を解決するためにやまぐちデジタル改革を推し進めています。町長も就任時と年頭所感で、前例にとらわれない創意工夫で可能性を伸ばすと述べられました。ぜひこの機会に、周防大島町においても人口減少を抑え、豊かさと幸せを実感できる社会の実現に向け、課題に対するデジタルによる可視化対策を早急に取り組むべきと考えています。課題に対する進行管理はでき

ているのかについて、答弁をお願いいたします。

次に、地域格差のない町とは、これからも住みたい町とはということで、令和3年3月の定例会で20年先には周防大島町の人口は8,000人になると説明したことがあります。これから先、人口が減り、医師不足による病院縮小、商店廃業等による買物難民の増大、交通機関が不便になる予想の中、SDGsの3番目にある、全ての人が健康であるためにはどのようにまちづくりを進めていくのかが、私の一番気になるところでございます。人口減少が大きな課題の中で誰一人取り残すことなく定住へつなげていくためには、行政と町民が地域の将来像を議論し、迎入れる環境を整備することが急務であり、今こそ公共交通の整備と政府が進めるコンパクトシティ構想の実現に向けた青写真の作成が求められているのではないのでしょうか。教育については、競争原理の観点からほぼ今の学校統合でよいと考えています。病院については、高齢者や自動車の運転ができない方は、今の交通状況がさらに悪化すると仮定すれば、東和地区、橘地区の方は病院難民になると予想されます。通院のバス代は高く、安心して通院できなくなります。現在、第1期再編計画が進行中ですが、1年以上、橘医院の休床化や電子カルテの統合問題などが解消されておらず、将来にわたり町民が安心して暮らせる医療を提供する観点から、お叱りを受けるかも分かりませんが、第2期再編計画の開始前までに、例えば周防大島町の中心地である日良居地区に周防大島町のどこに住んでいても地域格差のない総合病院を設ける、他の病院の在り方を含めた、町民の負担が増えない見直しの議論が必要ではないのでしょうか。さらに、公共交通については、例えば町内どこへでも200円程度で行ける循環型・混乗型の小型バスを導入するなどいかがでしょうか。住みやすさ大賞という言葉聞いたことがあります。愛町心を育て、町民全体で全国住みやすさナンバーワンの町にしようではありませんか。少しずつ人口が増えるかもしれません。ついては、人口減少対策の観点から、地域格差のない町とは、住んでいてよかった町、これからも住みたい町とはどのような町をいうのか答弁をお願いします。

質問2です。地場産業活性化の取組についてということでございます。

地場産業活性化協議会の設置をとということですが、我が国の経済は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により個人消費や企業活動は著しく停滞し、厳しい状況が続いています。

また、環境や社会課題への意識が高まり、デジタル技術進展に伴う決済手段の多様化により、金融環境も過去に例を見ない速さで大きく変化をしています。特に雇用や所得環境は大変厳しく、株価上昇による恩恵は業種によりばらつきがあります。また、コロナ禍により国民は自粛によるストレスを抱える中、新しい生活様式を取り入れつつ生活をしています。現在、周防大島町において感染者14名を除いて令和3年9月6日以降発生していませんが、農業、水産業、商工観光業、飲食業などの地場産業は大変厳しい状況にあり、実態経済は低迷しています。今こそ町民全体の雇用を守る、経済を豊かにする改革が求められているのではないのでしょうか。全国的にも新

型コロナウイルス感染症が落ち着いていますが、国内でのオミクロン株の不安や人口減少が加速する中での地場産業の課題について、見解を伺います。

ウィズコロナにおける販路拡大の課題に対し、チラシの作成、SNS等による周知宣伝等は商工会議所、観光協会、農産物や漁業者が捕獲した魚介類、商工観光業がつくった商品の販売は販路拡大の得意な郵便局を活用して全国の未開拓市場へ展開、情報網の連結プログラムなどのデジタル化は行政と異種事業者が連携して互いに協力できるシステムを構築してはいかがでしょうか。近江商人の三方よしの精神で、ミカン、イノシシ肉などの特産品を全国に販路拡大してはいかがでしょうか。さらに、町民温泉祭りの開催、町内買物デー、地産地消運動、特産品の研究開発など、周防大島町で生活する事業者が一つになってまちづくりを進める、それぞれの産業が抱える課題に対し違う業種の視点で協力し合える形をつくる、町民全体で町を守る環境を整備することで周防大島町基本理念、豊かに暮らす、個性を生かす、人が活躍する、全てにつながると考えています。

周防大島町を観光日本一にすることも夢ではないと考えております。そこで、私はデジタル化の推進にあわせ、JA、JF、郵便局、商工会議所、銀行等などがそれぞれの特性を持ち寄った町主体の地場産業振興協議会の設立を提案いたします。

次に、行動制限に関する周知についてです。

国・県は、基本的な感染防止策を引き続き求める中、会食制限の撤廃、県外移動について行動制限しないと発表していますが、国内全企業の7割が忘年会を開催しないという状況の中、年末年始の宴会を奨励する自治体もあると聞いています。

周防大島町においては、令和3年12月6日の定例会初日の行政報告において、緩和しないと報告がありました。いろいろな事情があるのですが、周防大島町の地場産業を早期に救済しなければならないと考えています。

また、維新の里萩城下町マラソン2021は実施、サザン・セト大島ロードレース大会は中止、第25回サザン・セト大島サッカー大会は実施と、町民は困惑しています。ついては、行動制限に関し、町民が分かりやすい周知をお願いいたします。

以上2点質問、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 竹田議員の地域課題に対する可視化についての御質問に私からお答えをいたします。

本町をはじめ多くの自治体が、人口減少や少子高齢化の進展、複雑・多様化する住民ニーズへの対応、自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進や環境問題、さらには財政難といった大きな課題に加え、新型コロナウイルス感染症対策など多くの課題に直面をしております。こ

のような多くの課題を解決していくためには、様々な施策を講じていかななくてはならないと考えております。その基本となるものが、本年3月に策定をいたしました第2次周防大島町総合計画であり、当計画を基本として行政改革大綱、そしてまち・ひと・しごと創生総合戦略など各種計画との整合性を図りながら各分野での施策を進めてまいります。今回、竹田議員からこれらの課題に対する進行管理についてどのように考えておられるのかとのことですが、先ほど申し上げましたとおり、本町が抱える課題は多岐にわたっておりまして、それぞれの担当部署で進行管理を行い、当初予算編成においては行政評価等を行い、総合計画の3つの基本目標の実現に向けた施策を行っております。

また、課題解決の進行状況の見える化につきましては、本町が抱えている課題の多くは町民の方々が実感できる即効性のある施策はなく、社会情勢の変化に対応しながら施策の見直しを行い、そして継続して取り組んでいかななくてはならないと考えております。進行管理の可視化はなかなか難しいものがあるなというふうに考えておるところでございます。しかしながら、多くの課題が現在どのような状況にあるのか、町の施策がどのようなものであるか、何に重点を置いて予算が編成されているのかなどの情報を町民の皆様へ発信していくことは大変重要であると考えておりますので、できるものから適時適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、地域格差のない町、住みよい町とはどのような町を考えているのかとのことですが、私は本年3月に策定いたしました第2次周防大島町総合計画の冒頭でも述べさせていただいておりますとおり、この周防大島の豊かな自然に囲まれた環境の下、皆様が心と健康を保ち、自然とともに生きがいや住みやすさを実感でき、笑顔で働き暮らしている町の姿と自然災害や感染症への対策をはじめ、安心、安全、快適な生活の基盤である保健、医療、福祉や生活環境が充実し、誰もが安心して暮らせる町が、私が思い描く周防大島町と考えておりまして、またどこにいても同じ行政サービスが受けられるようデジタル技術やデータを活用しまして、住民の皆さんの利便性を向上させていくよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 竹田議員からいただいている質問の地場産業活性化の取組について、お答えをしたいと思います。

はじめに、協議会の設立等、産業振興を加速させる施策につきましては、町内において2つ以上の団体等が協力して行った事業は、商工会と銀行業によるキャッシュレス決済推進事業など幾つかあり、また、まるかじり等のイベントの際には、御質問の中にもございました団体のほとんどが実行委員として参加され、地域の活性化に御尽力をいただいております。しかしながら、通常時における多業種を横断的に協議を行う場がないのが今の実情であります。

現在、町内において経済産業省の実施する事業で、本町における日常生活、経済の持続、移動

手段の確保の課題を解決するために、先進技術等を活用した持続的可能な包括的サービスについての検証が行われている最中です。町といたしましても、この検証結果は今後の町の方針として非常に参考になるものではないかと考えて、全面的に御協力させていただいているところです。この検証の中に、異業種連携による地域活性化モデルというのがあります。これは、様々な業種を巻き込んで、最終的にはDXにより生活のあらゆる場面で役立つ機能を構築しようとするものです。今後、異業種連携による地域の活性化を施策として行う場合に、御質問の中にありました協議会等の設置につきましては、必要性が必ず現れてくるのではないかなど考えております。しかしながら、先ほどの生活のあらゆる場面で役立つ機能の構築につきましては、いましばらく時間が必要と考えておりますので、必要性が生じたときに協議会の設立等は検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の早期の地域経済回復のための町内への行動制限に関する周知についてでございますが、町長が行政報告で申し上げましたが、国は先般、行動制限の緩和についての見解を示したところです。しかしながら、現在、新たな変異株の感染者が確認されており、第6波も懸念されておりますことから、現時点では公表することはふさわしくないと考えております。このため、今後の感染状況や国の方針に基づいて周知したいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 今町長のほうからも答弁していただきまして、ありがとうございました。一生懸命されているのもよくわかりますし、この最近、私の知り合いが役場に行ったら、町長が走り回りよったよということで、私は悪く取っていないんですけど、大変忙しく、町長を先頭しながら職員の方も一生懸命やられておるんだろうと思います。ただ、先ほどから朝からのほかの議員の方からもいろいろな課題が出てくる中で、先ほどからも言いましたけれど、私も組織人としてのそういった人生長かったわけですけど、課題を解決するというのは大変簡単にはできないことも分かっております。ただ、そここのところをやはり見えるようにして行って、みんながその職場の全体がそういうところに目が行くようにしていかないと、作った、以前もちょっとお話ししたことがあるかも知れませんが、計画も今いい計画ができておるわけですので、そこらあたりをしっかりとやっぱりみんなでやっていくという、そういった形ができるかできないかによって、その課題が解決するかどうかの早い遅いが決まってくるんじゃないかと思います。そういったことでぜひとも私は、再質問をたくさん書いちゃったんですけど、いろいろ細かいことも聞きたかったんですけど、今町長の答弁を聞いて私も安心はしたんですけど、どちらにしても課題をやっぱりみんなが見えるようにぜひお願いして、これはよいか悪いかどうか分かりませんが、もう職員全体、会計年度任用職員を含めた全体が、その課におったらその課だけを



やっておるんじゃないなくて、行政に携わる我々は今みんなの町をよくしていこう、この周防大島町をよくしていくという気持ちをつくる、そういったムードも大事なんじゃないかと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

それで、最後、1つちょっとあれなんですけれど、だからマネジメントなんかもどんどんできてきておるんでしょうが、行動制限の関係でちょっと質問させていただきます。私の勉強不足なんですけれど、行動制限自粛の緩和ということで政府とか国がさっきも言いました、やっていますけれど、前回夏に、町内での行動制限緩和を請願書だったかな、要請書を出していますよね。それが地域活動とかいろんなものに関係したものだということで、私はいいいことだなと思ったんですけど、何かそこらも含めてテレビとかいろんな情報が入るものの情報と町での感覚というものが、ちょっと何か私は時々分からなくなるんですけど、もっとそこらあたり、町としてできる情報提供ということで、行動緩和について、厳しいとは思いますが、なかなかこうですとはっきり言いにくいのは分かるんですが、やはりある程度、国・県に合わせたような困惑しないような情報というのにも要るんじゃないかなと思いますので、もしよければその点、最後1点ほどお答え願えたらと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 竹田議員から行動制限の緩和について、先般、この議会冒頭の行政報告では、公表は現段階では少し、もうちょっと時間をくださいということをお願いしたというふうに思っておりますけれども、私たちはこれまで2回ほど新型コロナウイルスワクチン接種ということで、6月、7月、8月ということで時間を大変——この日曜日も全部集団接種ということで新型コロナウイルスワクチンを接種をしまりました。この目的は、実は確かに重症化の予防とか、発症の予防ということもあるんですが、竹田議員がおっしゃるように、どうしたら1日でも早く元の日常生活に戻せるかということ踏まえて、2回の新型コロナウイルスワクチン接種をし、これからは3回目の新型コロナウイルスワクチン接種をしましようという話になっているという前提でまず御理解をいただきたいと思っております。そういう中で竹田議員もおっしゃるとおり、我が国の感染というのが令和3年10月ぐらいからほとんどなくなってきた。本当に落ち着いた状態に現段階もなっているという段階で、国は、ワクチン・検査パッケージという言い方をいたしますけれども、新型コロナウイルスワクチンの2回接種、または陰性の証明をもって、飲食、イベント、移動について全て緩和をしましようというのを令和3年11月19日に基本的対処方針の中で発表をしております。山口県は令和3年11月25日に国と同じ方針、これも発表をしております。しかしながら、竹田議員も御存じだろうと思うんですけども、残念ながら僅か1週間たつか、たたないかの状況の中で、新しい変異株のオミクロン株とい

うものが報告をされたと。現段階で報告をされているのは、デルタ株より3倍から4倍感染力が強い、そしてブレイクスルー感染、いわゆる2回接種、3回接種をした人でも発症をしている。現段階でまだはっきり見えていないことは何かといいますと、重症化するかしらないかということがまだはっきりしていない。一部ではやはり重症化もあると言われておりますけれども、はっきりしていないという状況の中でございます。そして実は第5波のデルタ株というのは、1例目が国内で感染されて約3か月である第5波の爆発的感染状態に陥りました。先ほど申し上げたように、オミクロン株というのは、その3倍から4倍の感染力があるということになりますと、僅か1か月ぐらいであるデルタ株の状況をもしかすると超えるかも分からないというふうに現段階では言われている状況でございます。よって、その感染拡大がいかにかこれからどういう状況になるか、そして第6波が本当に来るのか、来ないのかということを見届けた上で私たちも当然、行動制限の緩和はしていかなければならない、これは当然の話ですので、そうしないと竹田議員がおっしゃるように経済も立ち行かなくなるというのは当然の話ですから、行動制限の緩和について公表をしていきたいというふうにも考えております。ただ、現段階の状況を申し上げますと非常にこの年末年始どうしても、もう感染が収まっているという状況で、今年はどうしても年末年始の人の移動が多いただろうと、これは仕方がないことだろうというふうにも思っておりますので、今、国も県もそうなんです、今言えることは、いま一度基本的な感染症対策を継続していただきたい。それはマスクの着用であったり、手洗いであったり、3密を避けたりということをお願いを申し上げたい。これはあくまでお願いベースで、現段階では国としてはまだ行動制限の緩和を止めているわけではありませぬので、これはあくまでお願いベースであります、そういう形でお願いを申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、竹田茂伸議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時11分休憩

.....

午後2時22分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、吉村忍議員。

○議員（10番 吉村 忍君） お待たせをいたしました。議席番号、10番、吉村忍でございます。今回も発言の機会をいただきましたことをまづもってお礼を申し上げます。

質問に入ります前に、恒例の一言、小ばなしを申し上げます。

議会広報編集特別委員会の委員長を拝命いたしまして1年が経過をいたしました。優秀な委員とともに議会の活動や審議の内容を、より見やすく、より分かりやすくお伝えし、より多くの町民の皆さんに興味を持って読んでいただけるような議会だよりの作成に取り組んでおります。

現在、編集作業中であり第68号では、新企画といたしまして、第67号を読んでいただいた感想を6名の町民の方にいただき、掲載することといたしました。

そのうちの2名の方から、執行部の検討するという御答弁について、その後を追跡するべきではないかという趣旨の御提言をいただきました。まさに、この町民の方の仰せのとおりと感じております。

検討する、考えたい、これらの御答弁につきましては、質問者のみならず、議会広報編集特別委員会におきましても追跡することを検討し、考えたいと思っております。

本日、既に病院事業管理者、産業建設部長、環境生活部長から各1回、総務部長からは2回、その発言が出ております。私以降の御答弁につきましては、語尾の言い回しには十分お気を付け願いますよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、通告と、3か月前の予告に従いまして、新型コロナウイルス感染症対策についてと有害鳥獣対策について質問をさせていただきます。

なお、今回は再質問におきまして変化球を用意しています。球種はカーブでございます。参考までに私は左投げでございます。左投げのカーブは、どちらに飛ぶか御想像はつくと思いますので、御用心くださいますようお願い申し上げます。

また、本日、先発の岡崎議員より、イノシシ対策につきましては、強く厳しく追及せよとの送球をいただいておりますが、皆さん御存じのとおり、このとおりが小さく物腰の柔らかい性格でございますので、いつものとおりソフトな質問をさせていただきます。

最初の新型コロナウイルス感染症対策について、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種と未接種の方への対応についてであります。

まず、新型コロナウイルスワクチン3回目の接種について、5点、伺います。

1点目は、令和3年12月6日の臨時国会の所信表明演説におきまして、岸田文雄首相が、8か月を待たずにできるだけ前倒しとの方針を示されましたが、このことについて、本町はどのように対応するのか、伺います。

2点目は、本町では、ファイザー社製、または武田モデルナ社製のワクチンを使用する計画がありますが、その使い分けはどのように考えているのかを伺います。

3点目は、2回目までを接種した医療機関とは別の医療機関での接種は可能であるのかを伺います。

4点目は、2回目までとは同様に集団接種は行われるのか。またタクシーの利用助成はあるの

かを伺います。

最後、5点目に、当日キャンセルにはどのように対応するのかをお伺いいたします。

続いて、新型コロナウイルスワクチン未接種の方への対応について、2点、伺います。

1点目は、これから1回目の接種を希望する方へは、どのように対応するのかを伺います。

2点目は、来年度、新たに接種対象年齢となる児童への対応はどのように考えているのかを伺います。

次の有害鳥獣対策については、サル対策とイノシシ対策についてであります。

サル対策については、2点、伺います。

1点目は、本年8月以降に寄せられた目撃情報を伺います。

2点目は、箱わなの設置状況、監視カメラの映像の確認状況と、大島大橋本土側のサルが侵入したと推測される雑木の伐採の実施状況を伺います。

続いて、イノシシ対策については、3点、伺います。

1点目は、1年前の令和2年第4回定例会におきまして、私の質問に対し、今後のイノシシ対策をより効果的に実施するためにも、生息数や生体の把握は必要であり、その方法等についても検討していきたいと考えているとの御答弁がありましたが、その方法は検討できたのかを伺います。

2点目は、2年前の令和元年第4回定例会におきまして、私の質問に対し、道路にイノシシ注意の標識を立てるなど、ドライバーに注意を促していきたいと考えている。さらに1年前の令和2年第4回定例会におきましては、ポータブルで移動できるような簡易的な立て看板をその時々で置けたらいいと今考えているとの御答弁をいただいております。

今もなお、車両とイノシシとの衝突事故は絶えないにもかかわらず、衝突事故防止の注意喚起の看板等の設置が進まないのはなぜなのか、お伺いいたします。

3点目は、周防大島町鳥獣被害防止計画に捕獲等に関する取組の課題として、捕獲成果の上がない捕獲従事者への捕獲の技術・知識、意欲等の向上対策とありますが、これについての実施状況をお伺いします。

以上、御答弁をよろしく願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員の新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えをいたします。

はじめに、新型コロナウイルスワクチン3回目の接種について、1点目の臨時国会の岸田文雄首相の所信表明演説において、8か月を待たずにできるだけ前倒しの方針を示したが、本町はどのように対応するのかとの御質問についてでございますが、前倒しについての報道はされてお

りますけれども、現段階では国からの通知が来ておりません。今後、前倒しの時期や対象者については、国からの通知により、本町においても方針に基づき対応していきたいと考えております。

2点目の本町では、ファイザー社製または武田モデルナ社製の新型コロナウイルスワクチンを使用する計画であるが、使い分けはどのように考えているのかとの質問についてでございますが、現在、武田モデルナ社製の新型コロナウイルスワクチンについては、15日に国の審議会で承認され、近く省令等が公布されると聞いておりますが、令和3年12月から接種している医療従事者については、ファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンを使用しております。

今後の接種計画については、現在医師会と協議中ではありますが、今後、前倒しが行われた場合等は、国の方針に従って本町も武田モデルナ社製の新型コロナウイルスワクチンを用いて、優先度に応じ接種をしたいと考えております。

ちなみに、昨日、12月16日に厚生労働省により武田モデルナ社製の新型コロナウイルスワクチンを3回目の追加接種に使うことを特例承認したと報道でも伝えられておるところでございます。

3点目の2回目までを接種した医療機関とは別の医療機関での接種は可能かとの御質問についてでございますが、1回目、2回目に接種した医療機関で接種していただくほうが、接種歴もあることから、より良いということであるというところでありまして、予約につきましては、この度、業者委託による町コールセンター及びWeb予約とインターネット予約とすることとしておりますので、本人の希望する医療機関で接種いただくこととしております。

4点目の2回目までと同様に集団接種は行われるのか。またタクシー利用助成はあるのかとの御質問についてでございますが、集団接種につきましては、現段階では行う方向で検討しているところでございます。

福祉タクシーにつきましては、前回の利用率が8.29%、予算執行率が18.57%と非常に低い状況ではございますが、今後検討はしてまいりたいと考えております。

5点目の当日キャンセルには、どのように対応するのかの御質問については、健康増進課に連絡をしていただき、キャンセル待ちとして接種日を調整させていただきたいと考えております。

次の新型コロナウイルスワクチン未接種の方への対応についてでございますが、1点目の、これから1回目の接種を希望する方へは、どのように対応するのかとの御質問でございますが、接種を希望される方は、現在も予約を健康増進課で受け付けており、接種医療機関、接種日時を調整しております。

2点目の新たに接種対象年齢となる児童への対応は、どのように考えているのかとの御質問でございますが、12歳を迎えた方から順次接種券と御案内を送付しております。

また、接種を希望される方については、健康増進課において予約を受け付けており、ワクチン

を廃棄することがないように、接種医療機関、接種日時を調整しておりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願いをいたします。

続いて、有害鳥獣対策についての御質問にお答えいたします。

1点目のサル対策についてでございます。

1つ目の令和3年8月以降の目撃情報についてであります。サルの目撃情報は、町のホームページでは、本年8月16日から町広報では、令和3年9月から呼びかけをしているところです。しかし、令和3年8月19日の目撃情報を最後に、3か月以上情報が入っていない状況であります。

2つ目の対策の実施状況についてということですが、箱わなの設置状況につきましては、サルの箱わなは、令和3年8月の臨時会で御承認をいただき、4基購入をしたところです。

その設置状況は、現在、目撃情報をもとに屋代地区に2基設置しております。残りの2基については、今後の目撃情報と大島郡猟友会と協議しながら設置を進めてまいります。

次に、監視カメラの映像確認状況についてですが、世界的な半導体不足の影響により、カメラの搬入が遅れておりましたが、今月12月中に設置が完了するめどが立ったところでございます。したがって、映像の確認はまだできておりません。

次に、雑木の伐採状況についてですが、本年10月20日、道路管理者である山口県へ、山口県柳井土木建築事務所大島分室を通じて、大島大橋の柳井市側の法面等の伐採を再度要望したところ、予算を確保していただき、今月、12月中に発注予定であるとの回答をいただいております。

2点目のイノシシ対策についてでございますが、1つ目の生息数や生態の把握の方法の検討についてであります。生息数や生態の把握は非常に困難であり、いまだによい手だてが見つかっていないのが現状です。

2つ目の車両の衝突事故防止のための注意喚起看板等の設置が進まないのはなぜかという御質問についてですが、国道及び県道敷への設置は、道路管理者である山口県へ申請し、許可を受けなければなりません。その際、最も重要視されることが歩行者や通行車両への影響であります。

強風や走行風などで簡単に飛ばされないように設置するなど、条件が厳しいため、なかなか進んでいない状況です。今後も検討を進めるとともに、注意喚起看板については、農林課で10枚製作済みでありますので、まずは交通に支障の出ない範囲で掲示を進めてまいりたいと考えております。

そして、3つ目の捕獲成果の上がらない捕獲従事者への捕獲の技術・知識、意欲等の向上対策の実施状況についてでございますが、新しく狩猟免許を取得した捕獲従事者については、大島郡猟友会の御協力のもと、年1回の講習会を開催し、捕獲の技術・知識、わなの製作や設置につい

て参加していただいております。

また、多くの捕獲従事者の方々は、農業など仕事をしながら捕獲にあっている方であるため、年1回の開催では、参加がかなわない方もいらっしゃるかと存じます。今後、大島郡猟友会と協議し、講習会の開催数を増やすなど検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。

まず、新型コロナウイルスワクチン3回目の接種につきましては、今定例会初日に町長から、行政報告におきまして御説明をいただきましたけれども、より詳しく御説明をいただきたいということで質問をさせていただきました。

1回目の予約時のような電話合戦をまたやらんにゃいけんのかというふうに御心配をされている方が多くいらっしゃいます。また、土日でないとは接種を受けられない方も多くいらっしゃいます。令和3年6月定例会におきまして、山根議員、新田議員、そして私が御提言いたしましたコールセンターを外部委託という件。Web予約との二本立てに接種券も多分恐らく段階的に発送されるんだろうと思います。1回目のような混乱は生じることはないんだというふうに、今、感じております。

また、職員の皆さんの負担軽減も図られ、新型コロナウイルスワクチン接種に御協力いただいております医療機関の皆さんにも、予約対応に時間を取られることなく、通常業務に支障を来すこともなくなり、さらに平日に医療機関でしか接種することが難しい方への配慮も感じられる集団接種も、今、調整中ということでございますので、まさに八方よしというふうな、言い過ぎかもしれませんが、過去の教訓を生かされまして、町民、議会の声に耳を傾けて実行する99点の御答弁でございました。

なお、あと1点は、検討するという言葉が1つありましたので、マイナス1点でございます。

さて、新型コロナウイルスワクチンについては再質問はございません。御安心ください。

さて、年末でございますので、今年の新型コロナウイルス感染症対策について、ここで少しちよっと振り返ってみようと思います。

今年は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのを国からいただきまして、町民一人一人に合計5,000円のクーポン券の交付から、消毒用のアルコールの購入まで、合計で2億2,919万5,000円を新型コロナウイルス感染症対策として補正予算のほうで計上されております。

その大部分の1億9,232万4,000円が、令和3年5月10日の第2回臨時会での計上でございました。私は、賛成するにあたり賛成討論を行った責任もございますので、この際だからというふうに計上されたものはないと私は信じております。

あれから7か月が経過しておりまして、新型コロナウイルス感染症対策としての補正予算ならば、既に執行済みでなければならぬと思うんですけれども、私が気になっている点を2点、確認させていただきます。変化球が行きますから気をつけてください。

私は、ふだんからキャッシュレス、キャッシュレスとうるさいんですけれども、納税におけるキャッシュレス決済は令和4年度から導入ということでございます。

町立病院の窓口におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、いち早くキャッシュレス決済を導入されました。既に導入されているはずと思うんですが、いつ導入されて、いつからこれが利用できるようになったのか、まずお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 吉村議員の御質問にお答えいたします。

令和2年度に整備しまして、令和3年度4月から一応開始できる状況ではあったんですけれども、いろいろちょっと業者とのトラブルがありまして、あとキャッシュレスができるという病院内の表示等がうまくいっていなかったこともありまして、今は私も確認いたしましたけれども、きちんとできる状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 令和3年度4月から開始、使えるはずだったと思うんですけれども、私、令和3年11月10日に町立病院で脳ドックを受けました。窓口で何払いが使えるかと尋ねますと、現金のみしか払えませんという御回答でございました。

私は、ポイ活——ポイント活動、これが趣味でございます。大変がっかりいたしました。せっかく導入しても利用できないのでは意味がない。この際だからの予算ではないとは信じております。

この脳ドックでは、検査の結果は異常なかったんですけれども、この窓口のやり取りで多分脳に異常を感じましたので、また再検査をしてみようと思っておりますので、その際には、キャッシュレス決済を使ってみようと思っています。

あともう1点、今年度も残念ながら、大島一周駅伝、サザン・セト大島ロードレース大会、中止になってしまいました。残念で仕方ありません。私はこの目標を失って趣味のジョギングをさぼりがちでございます。これからの季節は、なおさら外に出て運動するのは、億劫になります。こんなとき、家でDVDでも見ながら体を動かせたらいいなと思っています。

そういえば、周防大島町には、新たな生活様式に対応した運動講座のDVDの作成・配布という、令和3年5月の第2回臨時会で補正計上になった新型コロナウイルス感染症対策の事業があります。しかしながら、私は、このDVDをなかなか手に入れることができません。アイ・キャンの番組欄を入念にチェックしておりますが、一向に放映されません。どこで手に入るんでしょ



うか。近藤健康福祉部長。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 吉村議員のDVDについてですが、作成したというのは私は聞いておるんですけども、すみません。どこに配布をしているかというのは、ちょっと確認ができておりませんので、後ほど確認のうえ、御回答を申し上げたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 私は、町長に友情出演をお願いしよったんです。それはかなわなかったちゅうことで非常に残念でございます。

今年の世相を表す漢字は金に決まりました。いろいろ理由があると思うんですけども、この給付金、大切なお金ですので大事に使っていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策については、これぐらいで今日はやめておきます。

それでは、有害鳥獣のほうへまいります。

サル対策について、令和3年8月以降は、令和3年8月19日が最後ということで、町内に潜んでいるのか、寂しくなって帰ったのか、はたまた仲間を呼びに行ったのか分かりませんが、まだ監視カメラがついていないちゅうことで、その後どうなったのかも分からないということで、非常に残念でございます。

今後の侵入対策につきましては、やはり柳井市との連携で、橋の向こうで捕獲していただく方法、さらに橋の下の樹木の継続的な管理ですね。それと、今のカメラもいいですけども、AI技術を駆使した高性能のカメラですね。サルを検知したらすぐにこう連絡体制が取れるようにしちよって出動ができるような体制を整えておくことが大切だと思います。サルは以上です。

次に、イノシシですけども、例年捕獲数は増えているんですけども、被害の声は一向にやむことはありません。進化するイノシシとのイタチごっこ、イノシシごっこの繰り返しなんですけれども、国は、抜本的な捕獲強化対策をして、2011年を基準年として2023年までに生息頭数の半減を目指すということとしております。

本町においては、この国に準じて対策を行うというのであれば、生息頭数の把握については大変重要なことだと思っておりますが、方法がないということでございます。

本町では、周防大島町鳥獣被害防止計画に捕獲計画頭数というのがありますけれども、やはり目指すべき目標がまだ明確に定められていない。そもそもこのイノシシをどうしたいのか。全滅させたいのか、それとも生息域を限定して棲み分けを図るのか、それとも永遠にイノシシごっこを繰り返すのか。まず本町のこのイノシシ対策の目標は何なのか、まずはじめにそこをお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） イノシシに対する町の基本的な方針についてですが、現実的に現段階でイノシシの根絶は不可能と言わざるを得ないと思っております。

しかしながら、被害はやまない状況ですので、被害が出ない程度の減少になるような捕獲を今までどおり進めていくとともに、防護というのは、ある意味、共存という意味合いも含まれていると思います。

今、現実的に取り組んでおりますのが、地域を一带とした取組が現実的に動き始めておりますので、そういった意味で、捕獲と共存ということにはなると思うんですが、今の生息数というか、捕獲数は続けていきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） はい、分かりました。

では、次に衝突事故対策のほうにいきます。これは3年連続、3回目の質問でございます。

昨年、久賀の大崎に、夜間では全く目立たない、昼間でもよく分からん場所に、最初の議会答弁から約1年後に、ようやく2枚ほど、イノシシ出没注意というふうな看板が設置されました。しかし、冒頭に触れましたけれども、昨年12月に設置に向けて前向きな議会答弁をいただいておりますが、これまで設置が進んでいないという状況でございます。——10枚ほど用意しているが、まだ設置していないということでございます。

この間、イノシシと車両との衝突事故というのは頻繁に起きております。不運なことに、令和に入ってまだ2年と8か月で2度も事故を起こした人がいらっしゃいます。1度目は廃車、2度目は何と5年もローンが残っている新車でございます。私のことです。幸いけがはなかったんですけども、2年ぶりに2度目となると心に大きな傷を負います。今もその後遺症にまだ悩んでおります。

今朝ほどの岡崎議員も、食害の被害、農地のですね。遭われているということでございますけれども、やはりこの被害者でないと、本当の苦しみは分からない。イノシシが出たね、出たねと言うだけじゃ、やっぱり本当に分らんとと思います。

私たちのような思いは、ほかの方にはしてほしくないというふうに私は考えて、イノシシについてはうるさく言うんですけども、車の場合は、人がけがをするというのは、そうないのかもしれないけれども、特にバイクでの衝突は死に至ることになります。ある課の課長さんもバイク通勤している途中に、何か突進されたというふうな話も聞いています。

静岡県では、2018年なんですけれども、国道上を走行していたバイクと横から飛び出してきたイノシシと衝突して、バイクが転倒して、運転していた男性が収容された病院で亡くなったという大変痛ましい事例もございました。

長崎県では、先月なんですけれども、令和3年11月12日に、車とぶつかって死んでいたイ

ノシシに、後から来たバイクがそれに乗り上げて転倒して意識不明となるというふうな事例もございました。

看板を準備しているのがあれば、設置場所について私のほうも1つ提案があるんですけども、まず外から帰ってきて、橋を渡って両方100メートルぐらいまでに1枚。周防大島に来たら、ああ、イノシシが出るんだなというふうなまず注意喚起をする。

左回りで行きますと、しばらく忘れて、もう忘れちよる三蒲ぐらいで、おお、イノシシが出るんじゃ、気をつげんにやいけんちゅうところで、また1枚欲しいですね。

次に、今、大崎にある、あのよう分からんやつをこっちに向けてもろうて、見やすくしてもらう。

次に、私がぶつかった日前。前のとき、日前のあそこの何ですか、日前に入る前にちょっと1つ坂がありますけれども、そこら辺でもよく事故が起こっていますので、その辺。だから長浜ですか、長浜から日前の間、あの辺にまたもう1枚あるとですね。おお、ここからまたイノシシが出るぞと。気をつげんにやいけんと。

それからまた日前を過ぎてたちばな園、東和へ入る前、ここ2年前にやったところなんですけれども、私が。ここもよく横断していますので、この辺で東和に入る前に、おお、イノシシに気をつけんにやいけんというふうな看板。

森野小学校を過ぎた辺りからあの辺もよくイノシシが転がっていますので、ここにも1枚というふうに、定期的に目に入るように設置していただくのがいいかなと。ちょっと10枚じゃ足りんかもしれないけれども、そういうふうな設置の仕方を提案いたします。

それで、私、今でもこの道路上での事故は、私は道路管理者に責任があるというふうなことを主張し続けているんですけども、過去、そういった裁判例もあるんです、実は。一番では訴えが認められたところまで行っているんですけど、最後にひっくり返ったということもあるんですけども、やっぱりその看板が1枚あるだけでドライバーの気持ちが違うと思うんです。事故は少しでも減るんじゃないかなと思いますので、この10枚。私は検討しますは、もう今から追究しますので、この10枚、いつまでに設置するか、今ここで決めましょう。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 購入してある10枚の看板につきましては、当初の予定どおり、今年度中に全ての設置を完了したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 令和4年6月議会で私が聞くことがないように、しっかりとお願いをいたします。

次に、捕獲成果が上がらない捕獲従事者への捕獲技術の知識、意欲等の向上対策についてでご

ざいます。

新規に狩猟免許を取得された方には、1回ほど行われているということでございました。私、狩猟免許を取得して猟友会に入っているけれども、捕獲に従事をしていないという方に御意見を聞いてきました。なぜやらないのか、捕獲に従事しないのかということで聞いてまいりました。すると、大きな理由が2つあるということでございます。

1つ目は、捕獲後の止め刺しですね。やっぱりこれに一番大きな不安があるということでございます。

現在、各総合支所に、電気止め刺し器と保定具の鼻取りですね。これ借りることができるんですけども、やっぱり実際に行うとなると、勇気と技術が必要になります。箱わなの場合は、そう危険度は高くないんですけども、相手はおりの中にいますから。くくりの場合は——くくりわなの場合は、ワイヤーが切れたり、ワイヤーがかかっている足がちぎれたり、鼻にかかるときもあるんですね。鼻がちぎれたり。私も実際目の前で鼻がちぎれて逃げられたというケースも体験しています。さらに、そのワイヤーをくくっている木が折れるとかいうふうなこともございますので、かなり危険度が高いです。

止め刺しについては、猟友会の方に、猟友会の中で銃を所持している方がいらっしゃるんですけども、その方に止め刺しを依頼することはできるんです。ただ、銃は、民家から200メートル離れていないといけないとか、いろいろ細かい規制があるんです。謝礼も一応猟友会内で決まりがあって、これが謝礼を払うのが嫌というんじゃないし、僅かな金額なんです。その僅かな金額でわざわざ来てもらうて、撃ってもらうてちゅうんが申し訳ないというんで頼みにくいということでございます。

もう1点は、やっぱり捕獲した個体を埋設する場所を持っていない。これが1つの理由だそうでございます。さらに穴を掘って、こう山の中で穴を掘って埋めよったら、何か死体遺棄でもしよるんじゃないかというふうにな、私もどきどきしながらいつもやるんです。人に見られたらどうじゃろうかというのがありますので、やっぱりそこが2番目の不安点でございます。

話は違うんですけども、自分の農地でイノシシを捕獲した方がちょっと近くに埋めたらしいんですよ。それをイタチかイノシシか分からんですけども、翌朝に掘り起こされちゃった。そこにカラスがわあっと来て、イノシシをつついて、ついでにミカンを食べて帰ったと。何のために捕獲したんか訳が分からんちゅうて言われて嘆いていました。

ということで、やはり処分場の建設というのは、やはり必要なんじゃないかなというふうに感じています。捕獲に取り組みやすくするための対策としまして、その止め刺し時のサポート体制、それと処分場の確保について、何か産業建設部のほうでお考えはありますか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 新人捕獲者のためられる止め刺しについて、講習等も行ってありますが、それだけではなかなか十分とは言えないと思いますし、今、猟友会の方をお願いしてちょっと謝礼が発生しているというのは、初めて私は知ったところなんですけれども、現実的に、今そういうお問合せがあれば、猟友会の方に町からお願いをして、実演していただくといえますか、やっていただく。

それから、町の職員、農林課の職員もその辺にもう既に慣れておる職員もおりますので、遠慮なく御連絡をいただければ、職員でも対応ができるというふうに考えております。

現実的に、今、猟友会の会員となられているのが、令和2年度で141名いらっしゃって、実際に令和2年度で捕獲に従事されたのが104名というふうな実績として上がっております。40名ほどの方が免許を持っていながら捕獲にはあたっていません。それぞれの事情があると思います。本業が忙しいとかですね。ただ、今、その中には、吉村議員の言われた止め刺しにためらいがあるという原因もあるかもしれませんので、その辺については、今、言った対応でやっていきたいというふうに考えております。

それから、捕獲後の処分の問題ですね。これは、最初の岡崎議員の御質問の中にもありました捕獲者の労力軽減といえますか、それは必須課題というふうに考えております。現在、60歳代、70歳代の捕獲者の方が全体の50%以上を占めて、6割近くを占めております。

一番町内で捕獲数が多いのが、70歳代の方が捕獲が多い。今はそういうまさに高齢化、猟友会の中でも高齢化ということになっております。その中で一番負担となるのが、まず穴を掘って埋めるという行為ではないかと。それが労力の節減、さらに高齢化であっても、引き続き捕獲を努めていただける手助けになるのではないかなというふうには考えております。

現在、その焼却施設については、禁句なのかもしれませんが、検討をしております。実際に先進地の視察も行っておりますので、その辺は地域活性化・害獣・防災対策特別委員会等でも議題として御説明をしたいというふうに思っております。

ただ、その中でお話をお伺いできればと思うんですが、仮に町内の1か所、どこかに処分場があった場合、イノシシを結局そこまで運ばなきゃいけない体力ということになるわけですね。それが本当に負担の軽減になるかということは、しっかりと議論をしないとイケないというふうに思っています。その辺も含めて地域活性化・害獣・防災対策特別委員会等も通して負担軽減には努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。止め刺しについては、町の職員の方でもプロがいるということで、その辺を新人の方にしっかりアナウンスをしていただいて、こういう体制がありますよというふうに伝えてください。

処分場については、また地域活性化・害獣・防災対策特別委員会のほうでしっかりと議論をさせていただきますが、この検討をしていますというのは、本当に検討をしているということで、そういうふうを受け止めさせていただきます。

最後、もう1点、質問をさせていただきます。

私の場合は、小ばなしが長いので申し訳ないんですけども、令和2年度の捕獲数は3,023頭ということでございました。そのうち、今、箱わなでの捕獲が783頭ということでございます。やはりくくりわなでの捕獲数が圧倒的に多く、箱わなでの捕獲は餌さえまいちよきや簡単に捕獲できるというふうに思われがちなんですけれども、やっぱり管理が難しい。

大島地区と久賀地区の一部では、米ぬかをまいちよったらかなり寄ってくるらしいんですけども、橘地区と東和地区は、米ぬかなんかに一切見向きもしない。だからイノシシにも地域性があるようでございます。芋が大好きというんですが、芋とかタケノコですね。これも自分が掘ったんじゃないと食べんですよ。我々が掘った残りをまいちよったんじや見向きもしてくれませんか。かなり管理が難しいということでございます。

昨年、実際に1頭以上を捕獲した人は、先ほど104名というふうに話がありましたけれども、中でも100頭以上を捕獲される方は9名でございます。上位の30名の方が、2,307頭を捕獲されている。この30人の方でほぼほぼ捕られている。やはり年齢層が高い70歳代、80歳代がメインでございます。今は高齢化の問題が大きな課題でございます。

まだ小ばなしが続きます。イノシシ1頭当たりに、町から委託料として7,000円、幼獣も成獣もですね。さらに国から成獣については、さらに7,000円、それで幼獣についてはさらに1,000円ちゅうことで、つまりは、成獣——大人のイノシシ1頭につき1万4,000円、ウリ坊——幼獣について8,000円ということでございます。

この金額を聞くと、イノシシはようもうかるんですねというふうに言われるんですけども、実際はそんなことないんです。あるハンターの例を申し上げますと、仮にその方の名前をシシムラさんとしましょう。この方は、令和2年に108頭の捕獲実績がありました。おお、すごいもうかるねというふうに思われると思うんですけども、内訳は成獣が91頭、ウリ坊が17頭、委託料と国庫補助金の合計が141万円。おお、すごいねと思いがちなんですけども、わなにかかる消耗品とか、パトロールのガソリン代、そういった経費が年間で約40万円、手取りが100万円ですね。そうすると、1日平均4時間、年間でいくと1,460時間です。これを割り算すると、時給685円。もうからんですよ。山口県の最低賃金857円、これ以下なんです。108頭を捕ったとしても。

それで、さらにこの所得が上がったことで、この税金も高くなる。これ、何のために捕ったのか訳が分からん。本当、捕ってくれてありがたいと言われるんですけども、やっぱりあまり

割のいいものじゃないんですね。先ほども申したとおり命の危険を伴います。私は、先週、牙がここに刺さって、出血多量で死にやあせんのですけれども、痛かったです。捕獲従事者の現実も知っていただきたいということで、生の声であるシシムラさんという方の例をちょっと申し上げました。

この島は、やっぱりイノシシの被害や事故をなくすには、私は徹底的に駆除——駆除という言い方がいいかどうか分からないですけれども、捕獲をして、生息数を激減させるのが一番じゃないかというふうに思っています。そのためには、若い世代の捕獲従事者を育てることと、先ほどの捕獲実績の上がない捕獲従事者の捕獲意欲向上ですね。さらに現役の捕獲従事者のさらなる捕獲意欲の向上を図ることが大切だと思っています。

それで、実は、その現役の方の捕獲意欲を減退させるようなことが1つあるんです。それは捕獲証拠物提出のことでございます。捕獲したイノシシは、証拠としてしっぽを煮沸消毒、家で煮込んで干して乾かして出すんです。それとプラスして現場で2枚ほど写真を撮ります。

その写真は、まず捕獲したイノシシを頭を右側に向けて、その捕獲した年月日と氏名、場所を書いて、ボードを持ってこう置いて、一緒にイノシシとボードと一緒に写すのが1枚。さらにその捕獲した個体にその日付を書く。今日だったら、R 3. 12. 17. 白いスプレーで書きます。その先ほどの年月日と名前を書いたボードを持って一緒に写るんですね。この写真も厳しいんです。

例えば、頭が左に向いたらボツ。スプレーで日付を書き忘れることもあるんですね。これもボツ。これは実際に窓口を持っていったら職員にこれはボツですと言われるんです。腹が立つんですけどね。そこは、言い方はまたしっかり指導しちよってください。

それで、委託料ももらえなければ、3,023頭のうちの1つにも数えてもらえん。何をしたかといったら、ただ殺生をただけ、訳が分からんですよ。先ほども申しましたけれども、止め刺しのときは、本当に命の危険を伴うんです。その命がけの闘いの後に、うっかり右と左を間違えたり、スプレーを噴き忘れてるちゅうのはあります。うっかりのミスなんです。本当不正をしようとかそういう考えじゃないんです。

写真は、今、スマートフォンでほとんどが撮影されていますので、それにデータが残りますよね。場所と日時、時間ですね。しかもしっぽなんかちゅうのは、1頭につき1本しかないんで、もう不正のしようがないんです。それでも不正の防止のためとか、写真はイノシシを右に向けて、日付をしっかりと打って撮らないと駄目ですよというふうな厳しい規定があるんです。うっかりミスですよ。議案のミスがどんだけある。それでも議会は開かれちるんですよ。公共工事の写真例えば1枚撮り忘れた。それで工事代金を払わんのですかというふうなことも言いとうなるんです。これは私の意見じゃないです。猟友会の方がそういうふうに言っていらっしゃいました。

この件について、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会でもしつこく言いましたけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） まず、担当職員のそういう態度につきましては、しっかりと注意をして対応をしていきたいと思えます。

それと、現実的に今の厳しい基準といいますか、やっている私どもも心苦しいんです。非常にですね。せっかくやっていただいたのに補助金を受ける条件が整っていないからできないというのは、歯がゆいところではあります。

かつて、この事業が不正が多発して、農林水産省が会計検査院に指摘を受けた経緯もあるそうです。要は規定どおりにやらないと、裏表で2匹みたいな不正が横行したそうです。それでは、もうこの事業自体が難しくなりますので、そのいわゆる仕組み、やり方を厳しくせざるを得ないという部分があります。

ですから、条件が整わないと非常に心苦しいところではあるんですが、国からの支援金も出ませんし、それに合わせた町の委託金もちょっとだせないというのが現状でございますので、今後、そのやり方の改良点ちゅうのは、農林水産省から示される場合もありますので、そういうときは適宜対応していきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 今後、適宜考えるということは、また追跡できるという御判断でよろしゅうございますかね。

昨年までは、12月から3月の間の土曜日とか祝日というのは、外から猟犬を連れて猟が入るので、わなを外しとかんにゃいけんというふうな決まりがありました。土曜日にわなを外しに行って、また日曜日にまたわなを仕掛け直すというふうな、この有害駆除より趣味のほうを優先されるという、どうも訳の分からんルールがありました。今年は、その猟友会の申入れにより、それが解消されました。

山口県では、鳥獣保護法では、くくりわなの直径は12センチメートル以下というふうな決まりがあるんですけれども、県では15センチメートル以内というふうな緩和をされております。

このようにその地域の実情に合ったルールや規制緩和をしていただくことで、先ほどの証拠物の件など、わなの数の件ですね。より捕獲に取り組みやすい環境をつくっていただいて、イノシシ被害や衝突事故をなくして、町民の生命・財産を守る取組をより一層考えていただきたいというふうに思います。

あれこれと申しましたけれども、私の質問というか、主張ですね。主張は以上でございます。4年連続、4回目の質問をしなくていいように、しっかりとした対応をお願いいたします。



毎回、私が言いつばなしで終わって、町長には大変失礼をいたしておりますので、今回、町長に一言をいただいて終わりたいと存じますので、どうかひとつよろしく願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員より一般質問をいただきました。

まず、新型コロナウイルスワクチン3回目につきましても、課題を上げていただきました。

まず、この新型コロナウイルスワクチン3回目の接種に臨むにあたりまして、この1回目、2回目の経験をしっかり生かすようにということ、そしてまた議員の皆さんからもコールセンターのことも御提案をいただいて、そのようにできる算段になっておるところでございます。

そして、何よりも郡の医師会の先生方にお世話になることであります。1回目、そして2回目、そして3回目も郡の医師会の先生にも御意見、そしてまた御協力をいただくところでございます。この場を借りてまた御礼を申し上げたいと思います。

そして、地方創生臨時交付金に関しましても、これは新型コロナウイルス感染症の対策で新生活様式であるとか、新型コロナウイルス感染症対策のために使うというものであります。着実な予算執行を行うべきであります。その辺りに関しましては、できていないところがございましたら、しっかりとできるように取り組んでまいりますし、まだできていないところがあるようであれば、そこはしっかりと努めてまいりたいと思っております。

そして、有害鳥獣についてであります。

サルについては、その目撃情報が途絶えておりますので、これをしっかりと確認をしてまいりたい。そして、もし町内にサルがおるという場合には、どのような手はずを取っていくのかということも、しっかりと検討をしてまいりたいと——しっかりと実行してやっていくということでもあります。

そして、イノシシについて、こちらも吉村議員から実情をお話いただきました。岡崎議員からも質問をいただいて、このイノシシ対策というのは、前任の椎木町長のときから、捕獲と防御ということで取り組んでおられます。そして、私もそれを引き継いでと思うところであります。やはり私も地元におりまして、捕獲をしていただくと明らかに地域での出没が減ります。ただ、捕獲をするということだけではなくて、やはり地域ぐるみでイノシシが来ないように、この地域をしっかりとイノシシが歩きづらい、この耕作放棄地を少なくしていくとか、見晴らしをよくしていくとか、そういったことも努めていくと同時に、やはり捕獲をしていただいている捕獲者の皆さんにも感謝をしなくてはならないなと思っております。この場を借りてまた御礼を申し上げます。

今、現状お話のとおり、命がけで捕獲をしていただいております。そういったことも町民の皆さん、なかなか御存じではない部分がありますので、そういったこともしっかりと町民の皆さんに御理解をいただいて、御尽力をいただいていることをしっかりと御理解いただきたいと思います。

おります。

そしてまた、事故対策、看板についても、こちらもしっかりと町民の皆さん、そしてまた観光客の皆さんにも、これは大変重要なお知らせでありますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

あと処分場の建設ということであります。農林課のほうから私のところにもこういったものがありますという報告は受けております。ただ、その運用に関して、やはりそこには職員がずっとつかないといけないのかですとか、その維持管理をする燃料がどのぐらいかかるのかですとか、そういったことをしっかりと見ながら取り組んでまいるということでございます。

このようなところで。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉村忍議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 3 時19分休憩

.....

午後 3 時30分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。1 番、山中正樹議員。

○議員（1 番 山中 正樹君） 議席番号1 番、公明党の山中正樹でございます。先ほどは、吉村議員の少し笑いの入る形の中で、皆さんもリラックスされたかと思えます。私は、本当になだらかな風形の形での一般質問でありますので、どうか眠くならないようによろしく願いいたします。

一般質問の機会を与您にいただき本当にありがとうございました。

はじめに、コロナ禍で医療に従事していただいています関係者の方々、またデルタ株からオミクロン株へと変異していく中、ブースター接種、ワクチン接種に従事していただく方々に心より感謝を申し上げます。

先々月、第49回衆議院総選挙が終わりました。公明党は、29議席から32議席へと少し躍進をさせていただきました。我々の代表は、今年の漢字は金となったと言っておられます。そして、代表自身は、強く思うのは、このコロナ禍で闘っている政治状況もありますけれども、その点で医療体制をしっかりと支えてくださった方々の働きを見ると、医師、看護師、薬剤師など、師匠の師ですね、つく方々を挙げて、それを師、これが漢字の一文字ではないかと、このようにおっしゃっておられました。

これからも国会から地方までのネットワークの3,000人の議員が、大衆とともにをスローガンに、現場第一主義を實踐して働いてまいりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1 項目めとしまして、電話詐欺防止についてでございます。

1 つは、我が町として具体的にどのような防止をしているのか。

2 つ目には、迷惑電話、電話詐欺防止のため、自動録音装置付き電話購入の助成金実施について、以上、2 点でございます。

2 項目めとしましては、マイナンバーカードから地方創生についてでございます。

1 つ目は、マイナンバーカード、縮めてマイナカードの普及と今後の取得目標でございます。

2 つ目には、デジタル化における行政手続の電子化の進捗状況でございます。

3 つ目には、高齢者向けのスマホ教室の早期実施についてでございます。

以上3点、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） それでは、山中議員の御質問の中から、私からはマイナンバーカードから地方創生についての御質問にお答えをいたします。

1 点目のマイナンバーカードの普及と今後の取得目標でございますが、マイナンバー制度は、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平かつ公正な社会を実現するための重要な社会インフラであることから、これらの機能を十分発揮させるためにも、マイナンバーカードの普及を国、県、自治体が一体となって推進していく必要があると考えております。

本町におけるマイナンバーカードの交付状況を申し上げますと、令和3年11月末現在でのマイナンバー交付件数は、5,873人の方が交付済みとなっており、交付率で申し上げますと、38.53%という状況でございます。

今後、取得目標といたしましては、国は2022年、年度末までにほとんどの住民の方がマイナンバーカードを保有していることを目指していることから、本町といたしましても同様の考えではございますが、全国での平均交付率は、39.1%と低い状況であることから、国の制度設計においてさらなる対策を講じていく必要があると考えております。

2 点目のデジタル化における行政手続の電子化進捗状況についてでございますが、本町では、令和元年10月1日からマイナンバー個人番号カードを利用して、全国のコンビニエンスストアで各種証明書——こちらは住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、これらが取得できるコンビニ交付サービスを開始いたしました。

これは、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機——こちらはマルチコピー機から取得できるサービスとなっており、遠くにお住まいの方で本町に本籍がある方も事前に申請することで、戸籍証明書、戸籍の附票の写しも取得することができます。

また、児童手当、各種申請につきましても電子申請サービスを開始しておりますが、児童手当

については、町内の対象者を把握できていることから、対象者へ直接申請書を送付して、漏れなく支給されているため、実際に電子申請で受け付ける件数はございません。

今年度におきましては、現在、窓口支援申請システムを構築中であり、同時に行政手続等における書面規制・押印・対面規制の見直しについても行っており、今後は条例等から対象の抽出を行い、関係各課による検証を行う予定としております。

最後に、高齢者向けのスマホ教室の早期実施の必要性につきましては、インターネットやコンピュータを使える人と使えない人との間に生じる格差、いわゆる情報格差デジタル・デバインドが、高齢化が進む本町では、直近のデジタル社会における課題として考えております。

デジタル化の推進につきまして、国——こちらは総務省におきましては、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、令和2年12月のものでありますが、こちらにおいて、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を掲げ、デジタル格差の解消を重要な政策課題として取組を推進しているところです。

また、山口県におきましても、やまぐちデジタル改革基本方針の基本姿勢の1つの情報格差デジタル・デバインドの排除を掲げ、国の取組に呼应しながら、デジタル化の恩恵を享受できるデジタル改革を推進しております。

御質問の高齢者向けスマホ教室につきましては、スマホ教室を旧町単位で開催できないか。関係各課とも調整を行い検討しているところでございます。

また、通信環境につきましても、御家庭にインターネット環境がない状況にも対応できるよう、新たに大島文化センター、橘総合センター、東和総合センターなど、公民館、図書館で児童生徒がWi-Fiを利用できるように、Wi-Fi環境の構築、拡充を検討してまいりたいと考えております。

以上、お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 山中議員の電話詐欺防止についての御質問にお答えいたします。

はじめに、本町における、うそ電話詐欺による被害状況について御説明いたしますと、平成29年に4件被害が発生し、令和元年と令和2年にそれぞれ1件ずつの被害認知がされている状況でございます。

このように本町では、被害認知件数自体は少ない状況ではございますが、山中議員が言われるとおり、全国的にはまだ多くの被害が確認されており、高齢化が進展している本町においては、今後被害が増えることも考えられます。

そのことから、本町では警察をはじめ、柳井地区広域消費生活センターなどの関係機関と連携し、防犯意識の向上のための啓発活動に重点を置いて推進しており、今後も引き続き町民の方々

が被害に遭わないように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自動録音装置付き電話購入の助成についての御質問でございますが、国の事業の実施結果によると、自動録音装置付き電話を設置したことにより、不審な電話そのものが減少し、96%の設置者が安心できたと回答しているなど、設置することにより安心、安全に生活することに効果があることが示されております。

しかしながら、1市4町で運営しております柳井地区広域消費生活センターにおいても同様に通話録音装置の貸出し事業を行っておりますが、本町の住民の方々への貸出しは、令和元年、令和2年にそれぞれ1件ずつ、令和3年度は11月現在において、3件の貸出しに止まっている状況であり、返却後、通話録音装置等を購入することは、極めてまれなケースとなっております。

電話詐欺に遭われた方々は、ふだん自分はだまされないと考えていたと多くの方が言われております。そのことが貸出し件数や購入等の相談数に現れていると考えられます。まずは不安をあおることなく、自分はだまされない、このことについての意識改革、そのための啓発活動からはじめていき、貸出し件数や相談数が増加するような状況になれば、再度助成について考えてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 電話詐欺防止についての今御答弁をいただいた内容から、お話をさせていただきます。

私も柳井警察署に行きまして、いろいろと今の電話詐欺の状況を確認してまいりました。恥ずかしながら、柳井ポリスニュースというのがEメールで発信されているんですけども、私は知らなかったもので、すぐさまそれを登録しましたら、何と何と来るわ来るわ、その中に3回に1回は電話詐欺のニュースでございます。それはつい最近のことばかりで、全て新しいものでございます。

皆さんも多分こういうことは登録されて状況を知っておられるかと思いますが、幸いのところ、今、お話が部長からありましたように、通話録音のできる装置を町民がまだまだ借りている件数が少ないというお話でございますけれども、まずは借りるとしても、その情報ですね。情報は、前々回ですか、一般質問をさせていただいたときにチラシをすぐさま広報と一緒に配っていただいて、本当にあのときは素早い対応だなとこのように思ったんですけども、あれについても残念ながら借りようと思っても、まず電話はするということなんですけれども、そして柳井のほうから持ってきてくれて、こちらの商工観光課の方と合わせて、その方のお家に行ってくれてという非常に温かい大変ありがたいサービスなんです。期間は3か月なんです。4か月目に来るんじゃないかなと、電話がね。

いろんなことを考えてくると、電話のこの通話録音装置、迷惑電話防止装置がついたことによ

って、その町民が新しい電話から機器を変える。今までのあった電話のその通話録音装置があるもないも関係なく、新しいシステムのものを借りれるというか、買うことができるという。これが私の言いたいところなんですね。これからもし起きたとしても、いろんなこのポリスニュースを見ていると、大変なことがいっぱい起きております。近隣の岩国市でも1,500万円、柳井市でも数千万円、それから山口県下では50万円の金額がずらずらとこう並んでいくんですね。

じゃあ、なぜ周防大島町ではそういうことが発生しないのかということを考えてみると、単純なところ、そのATMを使って払うその場所が少ない。だからこそ、それで1つは止まっているんだらうと。しかしながら、今は受け子が、その電話巧みによって自宅まで来て、そこでお金を取るというこんなことが十分考えられたりもします。

今は、自宅にタンス預金をして、数十万円とか何百万円単位でお金を置いていらっしゃる方が、この周防大島町にもいらっしゃるんじゃないかなということは思います。警察に届けるということは、本当に皆さん御存じのように氷山の一角でありまして、その他の方で届けていないそういう方もたくさんいらっしゃるだらうと。仮に届けてそれが家族に知れたら、その方は当然高齢者の方ですから、どんな状況下に置かれるかということも想像ができるかと思えます。

家族から非難され、いろんなことを言われて、自分がもうあと何年か、何十年か分からない、そういった中で孤立化してしまって、悩み悩んで、それで頭を抱えて誰にも言わずに一人抱え込んでしまうと、そういったことが発生するかも分かりませんが、この一助として、その給付金、助成金を活用することによって買うことができるんじゃないかと。やはり電話をするにしても1つの勇気が要りますから、そういったことが町のほうに問合せをすれば、そういった方法がありますよということをぜひお願いしたいなと、このように思っております。

その件は、ぜひこれからも何度か状況を見ながら、迷惑電話の件について助成をお願いしたいと思えますけれども、高齢者の方というのは、どうでしょうかね、仮にATMへ行って、なぜそこでだまされてお金を入れてしまうのかということは、一番最初に気づいていただきたいのは、電話をしながらATMを触っているという方は、もうこれは危ない。それはもう完全にだまされて、その場でお金を振り込もうとしているわけですね。

やろうとして手続をやっていたら、大体5万円単位で電子マネーカードというのが買えるんですね。しかし、そこには大きく画面いっぱい、これは詐欺ですと出るんですよ。しかし、それを簡単に電話でしているやからは、クリアさせるんです。そうすると、次のところに行って5万円の何でしょうか、紙が出てくると。それが何回かすれば、すぐに何十万円になって、それを電話でIDを全部言うことによって、もう向こうのお金になってしまうと。あるときに、あつと気がついてなってしまうと。

まだまだ電話での詐欺はたくさんあります。そこで、これもちょっとネットの中で見たんです

けれども、何と70歳の税理士さんが、こんなことにだまされます。だまされる方は大体が、電話詐欺は還付金です。お金が返ってくるからということで、その電話に出てしまうんですが、そのもう1回言いますけれど、電話に出るまでの防御をするのが、先ほど言った通話録音装置の付いている迷惑電話防止装置だということでございます。

この方は、名古屋市の税理士さん、70歳の女性ですけれども、累積医療費をお返ししますということで区役所の職員から電話がありました。何と何とこれで90万円をだまし取られたというのが、今じゃないですよ、次の日になって気がついたということです。これだけ巧みに電話詐欺は、やからが動いているということをぜひ頭の中に置いていただきたいと思います。

ですから、防御としては、先ほどの柳井地区広域消費生活センターのほうからも借りられる通話録音装置もあります。しかし、そのこちらの助成金のことも合わせて、ダブルでそれを防いでいったらいいんじゃないかなと、このように考えておりますけれども、その点、御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 山中議員の御質問のダブルでそういった防止を図ったらどうかという御質問でございますが、現在、防犯機能がある固定電話は、低廉なものから高価なものまで多く販売しております。その固定電話の新規購入への補助については、現時点で実施する予定はございません。

しかしながら、今後の犯罪情勢と申しますか、社会情勢等を踏まえ、貸出し件数や相談数が増加するような状況になれば、検討していく必要も感じておりますが、まずは本人や御家族などの購入を検討すべきではないかと考えております。

本町といたしましては、町民の方々が被害に遭わないよう警察や関係機関と連携しながら、防犯意識の向上のための啓発活動に重点を置いて進めていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。一番願っているのは、何でもそうですけれども、防止というのは事前に未然に防ぐところに大きな意味がありまして、例えば、例はあまり正しくないかな。道路がありました、子供たちが道路を横断しています。横断歩道があるんですけれども、そこで事故が起きたと、前々から信号をつけろと言っているじゃないですかというふうに親御さんが言っていたとしたら、やっとならそこで信号をつけるようなそんな動きにだけは、金額的なものもあつたりしますので、最低条件の中で各世帯、位置、年齢条件を決めて、金額を決めればその効果とかいうことは、助成金ですので満額払うわけじゃないですから、5,000円、7,000円を補助するという、助成するというは非常にためになるんじゃないかなと思います。

これは、うちのまだ町にはあまり適していないですけれども、550円とここに単価が書いてあるんですけれどね。限定販売で各家庭に5分間の自動録音ができるという簡易型のものを全世界帯に配ったという、こういったニュースが載っておりました。これはどこでしたっけ、ちょっと担当課の中元課長にも渡しておりますので、ぜひ電話防止作戦——電話詐欺防止作戦については、そのような形でお願いしたいと思います。

次に、マイナンバーカードについて質問をさせていただきます。

先ほど町長からいただきましたマイナンバーカードの普及と今後の取得目標ということでありますがけれども、今、山口県では、令和3年11月からデジタルトランスフォーメーションを支援する、やまぐちDX推進拠点Y-BASE（ワイベース）というのが開設されました。ここはNTTドコモとかNTT西日本が協力して、最先端のデジタル技術の体験とか、専門スタッフによる相談技術支援、3番目には技術やアイデアの実証実験、セミナーや研修などの学習・交流といった、この4つの機能を持っているということでもあります。

全国の知事会のデジタル社会推進本部長は、山口県の村岡知事がされているわけですがけれども、この中でもぜひ新たな価値・創造へのソリューションを生み出していききたいと、こういうふうにご意込みを語っておられます。ぜひ私も近々ここに行って、このようなものがどういうものかということを見学を、このようにしていきたいと思っております。

また、マイナンバーカードについても、先般話がありましたように、マイナンバーカードを持っている方、申請がまだ終わっていない方、持っても申請が終わっていない方もいますし、これから申請する方にも5,000ポイントのマイナポイントが付く。あわせてその次は、健康保険証、これをひもづける。3番目には、口座をひもづけることによって、それが可能になるということで、合計20,000ポイントのマイナポイントを付けることができると、こういうふうな形なんですけど、その実施時期、まだ確定はしていないかと思っておりますけれども、できたら教えてください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの健康保険証利用につきましては、令和3年10月から利用できるようになっております。

マイナンバーカードを各医療機関の窓口のカードリーダーにかざすことで、保険情報等を確認できますので、健康保険証の提示が不要となります。

なお、マイナンバーカードの保険証利用は、事前に国のオンラインサービスでありますマイナポータルへの登録が必要でありますので、各医療機関の窓口でも登録ができますので、気軽に御相談いただけたらというふうに思います。



○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 山中議員の御質問のマイナポイントの実施時期についてでございますが、まだきちっとしたものは通知が来ておりませんので分かりませんが、令和3年12月9日付で、総務省からの事務連絡によりますと、これまで実施してきたマイナポイント事業、第一弾ですね。これは令和3年12月31日で終了となりますが、令和3年11月19日に閣議決定された、コロナ克服新時代改革のための経済対策において、マイナポイント第二弾案が新たに実施されることであり、必要な経費が令和3年度補正予算案に盛り込まれているとのことであります。

正式な事業実施の決定は、補正予算成立後となりますが、現時点で予定されている制度内容等につきましては、マイナポイント第二弾案のポイント付与対象として、1点目は、マイナンバーカードを新規取得した方等に最大5,000円相当のポイントを付与するものでございます。

これまで令和3年4月までにマイナンバーカードを申請した方が対象でございましたが、この期限を撤廃し、マイナンバーカードを取得された方でポイントを申し込んでいない方、全ての方が申請が可能となります。

2点目は、マイナンバーカードを健康保険証としての利用登録を行った方に7,000円相当のポイントを付与するものでございます。

3点目は、公金受付口座の登録を行った方に7,500円相当のポイントを付与するものでございます。

マイナポイント第二弾案のポイント付与開始時期等につきましては、1点目のポイントにつきましては、令和4年1月1日からポイント申込み、付与を開始する予定となっております。

2点目、3点目のポイント申込み付与の開始時期については、現時点においては未定となっております。

また、マイナポイント第一弾へ申し込んだ方への取扱いといたしましては、令和3年12月末までにマイナポイント第一弾へ申し込んだ方で、2万円のチャージやお買物を行っていない方、5,000ポイントの付与権利を満たしていない方の令和4年1月1日以降のチャージやお買物に対しても、上限までポイントの付与を行うこととしております。

なお、マイナポイント第二弾案は、国の令和3年度補正予算案に基づくものであり、現在国会において審議されていることから、今後変更があり得ることを御留意いただければと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。先ほど健康保険証のひもづけは、7,000ポイントとおっしゃっていましたが、7,500ポイントの間違いだと、このように思います。（「すみません」と呼ぶ者あり）はい。

そこで、ちょうどこれがいい機会なんですけれども、これもある市と区で、全国で1位の石川県加賀市の取組を少し御紹介したいと思います。

何とここは、人口の7割以上が取得をされているそうでございます。いかにこれに重点を充てて取り組んでこられたかということが、この数字だけを見たら分かると思いますね。

それは、人口が約6万5,000人の加賀市、去年は4月時点ではマイナンバーカード普及率が13.4%と低迷したけれども、その後、1年半の間に市民の57.3%が新たに取得したと。その取得したやり方というのが、マイナンバーカードをデジタル化の身分証に——これは違いますがね。市内の中の7か所に特設窓口を開いてそういった対応に当たっていると。だから市がそのことについて非常に重点として力を注いだ、その結果が全国1位のこの形になるわけですね。

ということは、こういうものがそういう形で進んでいるということは、非常に市にとっても、後でありがたいことがいっぱい出てくるわけですね。

例えば、健康保険証もそうですし、何でしょうか、事務上のものがその1枚で済むという。だから私も今までは直していたものを今出してきた、これからすぐに入れて健康保険証のひもづけをしたいなど、このようにも思っております。

そこで、中央大学の安念教授は、このようにおっしゃっていますね。外出中に困難を抱える高齢者ほど——失礼しました。これはちょっと違いますね。次のスマホです。そのときにこのマイナンバーカードを持っていると便利だということをまずは私たち、行政の方がどのようにしてそれを訴えるか、身近で。そこに大きなポイントがあるんじゃないかと、このようにここではおっしゃっておられます。

続いて、私が今回1番一般質問したかった内容なんですけれども、前回に一般質問させていただいたときに、そちらのほうから回答をいただいた内容なんですけれども、今、既にシニアの方がパソコンの教養講座を開いている、それに連動してやっていきたいという、私にとってはちょっととんちんかんな回答が返ってまいりました。スマホとパソコンを一緒にできるわけがありません。

したがって、先ほど総務省の話が出ましたけれども、1人も取り残さないというのが、今回のスマホの件についての大事な大事な教室のことでございます。今まで私が調べましたら、この周防大島町で2回スマホ教室が行われております。1つはNTTかNTTドコモが、どちらかはちょっと忘れまして。もう1つはソフトバンクが行っております。

その中で、その担当者と話はすることができたので、内容をちょっとお話しますと、皆さん喜んでおらましたと、平均的に20人前後でされるみたいなんですけれども、年齢は65歳、70歳。私は66歳なんですけれども、ちょうど私がパソコンじゃなくてワープロを触った頃、吉永小百合さんが宣伝して高価な高価なワープロでした。たった1行でしか字が打てないという。この頃にそ

れを難しいとか、いや、手書きがいいんだと言って取り残されている方が、その世代から上であります。

したがって、私が今66歳ですから、この70歳前後の方がこのスマホとか、パソコンについては、そういった仕事を専門にやっておられない限りは、全然手がつかないなど、このようになってくるんじゃないかと思います。

そこで、そのスマホ教室についても、年齢制限を65歳前後、70歳ぐらいでやるとか、機器もみんなキャリアのショップが持ってまいります。そこに参加する人は、買いたいけれども、一歩足を踏み出すことができない。そして、持っているけれども、操作方法が分からないというのが大半です。

もう1個、肝心なのが、料金体系が、菅前総理がやってくれたあの画期的なスマホの料金プラン、これを全然変更も何もしていないと。私は2万円も払っていました。それは変更しました。半額です。この1万円の差、ましてや1人だったらネットを使うとか、形で大きく料金は変わってくるんでしょうけれども、それが1年間で数万円、ひょっとしたら5万円、10万円に変わっていく。

もっといいのは、子供たちが携帯を使って授業でもそうです。いろんな情報を得るためには、データ容量というのがありますから、ギガバイトというんですけれども、私の場合はそのギガバイトが5ギガから15ギガに増えて金額が半分。今は残ったギガバイトをそのまま翌月まで持ち越しができると。なおさら本当にありがたい、ありがたい形で今はスマホプランを変更しました。こういうことも受講者の方は知らないということでございます。

今は、スマホがどのような形で活用されていくかといいますと、まず免許証もスマホに取り込まれます。それから、今日、ニュースを見ていたんですけれども、もう近々です。ゴールド免許の方は、そこに免許証更新に行かなくても自宅で講習が受けられると。もうこういう時代は目の前に来ているという。だからいかにスマホをつかいこなせるかによって、これから町の行政の方たちも非常に前に向かって明るい未来が、光が差し込んでくるということを感じていただけたらありがたいなど、このように思います。

ぜひそのスマホ教室の開催にあたって、どのように今考えていらっしゃるか、御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 山中議員のスマホ教室の開催についてでございますが、高齢者向けスマホ教室の開催につきましては、マイナンバーカードの普及促進に伴う行政手続のデジタル化に高齢者を取り残さないよう、大手通信キャリア会社と協力して、スマホ教室を旧町単位で1教室4回、基本編とか応用編とか活用編などの計16回の開催ができないか、検討しているところ

でございます。

1 教室 10 名程度で募集を行い、高齢者に限らず、初めてスマホを使う方も対象にできればと考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1 番 山中 正樹君） ありがとうございます。私たちは、ノウハウを持っていませんから、ぜひ来年度の予算からは、国のほうから予算が出るはずだと思いますけれども、それをぜひ使っていただいて、早急なる実施をしていただけたらと、このように思います。

3 大キャリアがショップを持ちながらこのスマホ教室を推進しているわけですが、柳井は、たしかなかったですね。光まで行ってはじめてそういうショップがあるということで、そういう方と連携を取って主催は周防大島町がやる。しかし、講師は招いたらそこでやるお金はただです、ただ。若干の予算はあるかも分かりませんが、スマートフォンも持ってくる、テキストも持ってくる。応用編としてLINEの使い方から、そしてその中にプラスして、簡単にやってもらいたい行政からの手続をスマホでやるという、こういうことも合わせていけば、非常にその取り残さない世代、70歳の方たちが増えるんじゃないかなと思います。

70歳以上の高齢者の方が、約6割がスマホなど触ったこともないというか、というふうに答えているというふうに、この総務省では言っております。ぜひ総務省が、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の基本方針を踏まえて着手しておりますので、既に民間のショップが動いているということですので、ぜひその辺を活用しながら、この13市6町の中で、この周防大島町がさらなる前向きに活動していったらいいんじゃないかなと思います。

町長も1年たちました。こういった新しい活動方針の中で、どのような形で決意されているか、最後にお聞きしたいと思います。町長、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員に一般質問をいただいて、御提言をいただきました。

まず、電話詐欺の件に関しまして、やはりこの周防大島町は、高齢者の方が多く、また独居高齢者の方もたくさんいらっしゃいます。そのような皆さんにとっては、やはりこの電話詐欺というのは、非常に不安なものがありまして、その解決のためには、やはり皆さんにこういうことがあるという情報を共有していただくことが大事だと思います。町のほうでも、しっかりと広報をしまっているようにして、努めてまいります。

そして、もう1点のマイナンバーカード、そしてまた情報格差についてのところでもありますけれども、このマイナンバーカードは、国のほうでもこの利用の促進を促されておるところでございます。なかなか加入率が進まないところがございますけれども、こちらも町のほうでしっかりと広報していくというところがございます。

そして、スマホ教室でありますけれども、私もこのスマホを活用するということを町民皆様にまた努めていただいたらなと思っております。というのも、先般2回目の新型コロナウイルスワクチン接種についても、ネット予約を導入しました。今回の3回目もネット予約を行います。はじめは、いや、高齢者の方はネット予約はちょっと無理でしょうというふうなことで、ネット予約はしなかったという経緯があったわけです。ですが、後で町民の皆さんの声を聞くと、いやいや、そういうことではなくて、分かる人に聞いてでもネットで予約したのにとというような声もありました。

このネット予約というのは、ワクチンネット予約は、これは時間に関係なく夜中でも早朝でも予約は取れるわけでございます。そちらにある窓口を開いておくことによって、コールセンターのほうも、そちらでとっていただくとコールセンターにも余裕が出てくるので、それはコールセンター、電話しかできない方にとっても有益になってくると、有効になってくるということでもありますので、そういった面でも町民の皆さんのデジタル化というか、デジタルに対するこの便利さを知っていただくということは大事になってくると思います。

スマホ教室も、やはり皆さん、実際に手に持ってやっていただく、そしたら意外と使えた、意外と便利だったというふうなこともあると思いますので、そういったことを促していくという御提言をいただきました。しっかりと努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山中議員の質問を終わります。

---

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。次の会議は、12月21日火曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時11分散会

---